

# 法科大学院認証評価

## 自己評価書

筑波大学大学院ビジネス科学研究科法曹専攻

平成26年6月

筑 波 大 学

## 目 次

I	現況及び特徴	1
II	目的	2
III	章ごとの自己評価	
	第1章 教育の理念及び目標	3
	第2章 教育内容	9
	第3章 教育方法	26
	第4章 成績評価及び修了認定	34
	第5章 教育内容等の改善措置	46
	第6章 入学者選抜等	50
	第7章 学生の支援体制	64
	第8章 教員組織	71
	第9章 管理運営等	82
	第10章 施設、設備及び図書館等	86
	第11章 自己点検及び評価等	91

## I 現況及び特徴

### 1 現況

#### (1) 法科大学院（研究科・専攻）名

筑波大学大学院ビジネス科学研究科法曹専攻

#### (2) 所在地

東京都文京区

#### (3) 学生数及び教員数(平成26年5月1日現在)

学生数 132名

教員数 12名(うち実務家教員5名)

### 2 特徴

本学は、全国の大学に先駆けて、平成2年以來、東京キャンパスにおいて、有職社会人を対象として、経営・政策科学研究科（現ビジネス科学研究科）に企業法学専攻を設置し、高度専門職業人養成のための法学の専門教育を行ってきた。この経験を踏まえて、新たに平成17年4月に、社会人を主たる対象とした、もっぱら夜間及び土曜日に開講する法科大学院（以下、「夜間社会人法科大学院」とする。）を設置した。

本学におけるこれまでの社会人教育の経験から、情報化が進展し法に基づき基礎をおく透明なルールの支配する社会へ移行しつつある今日、多くの社会人、特に企業法務担当者、弁理士・公認会計士や税理士などのほか、官庁において政策立案に当たる公務員などの実務経験者が、法曹資格を取得できる機会を強く求めていることを実感している。また、雇用の流動化が進みつつある中で、社会人が働きながら良質の法学教育を受けて法曹資格を取得できるならば、キャリア転換を目指すであろうと見込まれる社会人は、今後ますます増加することが予想される。このように社会人の法曹資格取得に対する潜在的需要は、企業や官庁などの側からも、社会人個人の側からも、きわめて大きいと推測される。

そこで、本学においては、これまでの社会人法学教育の豊富な経験と実績を生かして、キャリア転換を目指す社会人のための夜間開講の法科大学院を設置し、それによって社会的な需要に応え、大学院における社会人教育に常に先鞭をつけてきた筑波大学としての社会的な責務

に応えたいと考えている。すなわち、「公平性・開放性・多様性」という法科大学院制度の理念からすれば、昼間働くを得ない社会人にも法科大学院において学ぶ機会を与えることが我々の責務であると考える。

そのため、法律学全般についての質の高い教育を行うことを基本とし、その上に、グローバルビジネス、知的財産、社会保障等の法分野における最先端の授業科目を揃える一方、実務に密着したオールラウンドな教育にも配慮して、高度に専門性を有する法曹の育成を目指すものである。

なお、当専攻は、平成23年8月、秋葉原ダイビル（秋葉原駅）から東京キャンパス文京校舎（茗荷谷駅）へ移転した。さらに、従来標準修了年限を3年とする未修者のみを入学させてきたが、平成26年度より法学既修者（2年制）を受け入れ、さらに多様な社会人のニーズに応えることとした。

## II 目的

### (1) 教育上の目的

筑波大学大学院ビジネス科学研究科法曹専攻（筑波大学法科大学院）は、高度の能力・資質を備えた専門職業人たる法曹の養成という司法制度改革の目的を実現すべく、夜間社会人法科大学院を設置し、既に豊富な知識・経験・技能を有する社会人に夜間課程における高度専門教育の場を提供することによって、多様な人材を法曹界に導くことを基本理念とする。教育目的は次のとおりである。

- ① 社会人として既に獲得した知識・経験・技能を法曹としての実務の中に活用できる人材の養成
- ② 豊かな人間性と感性を備え、法曹として高い倫理観を備えた人材の養成
- ③ 専門的な法知識を具体的な紛争解決に応用する能力、および、既存の考え方を批判し、新たな問題を柔軟に解決できる能力を備えた法曹の養成
- ④ 先端的な法分野について十分に理解し、社会の発展に貢献できる法曹の養成

### (2) 養成する法曹像

「夜間社会人法科大学院」に相応しい法曹を養成する。具体的には、主として以下の法曹を養成するが、いずれにおいても社会人の有する知識・経験・技能の活用を図る。

- ① 一般市民が、家事紛争、不法行為、消費者問題等の法的紛争を解決するために、容易にアクセスできる法曹の養成
- ② 国または地方自治体の政策立案に際して高度の専門知識を活用できる法曹の養成
- ③ 企業法務担当者などが、グローバルビジネス、社会保障法、知的財産法等の最先端の法分野に関する高度の専門知識を活用できる法曹の養成
- ④ 社会経験に裏打ちされた人間性豊かな法曹の養成

### III 章ごとの自己評価

#### 第1章 教育の理念及び目標

##### 1 基準ごとの分析

###### 1-1 教育の理念及び目標

###### 基準1-1-1

教育の理念及び目標が適切に設定され、かつ、明確に示されていること。

(基準1-1-1に係る状況)

筑波大学大学院ビジネス科学研究科法曹専攻（筑波大学法科大学院）（以下「当専攻」という。）は、「社会人等としての経験を積んだ者を含め、多様なバックグラウンドを有する人材を多数法曹に受け入れるため、法科大学院には学部段階での専門分野を問わず広く受け入れ、また、社会人等にも広く門戸を開放する必要がある」という司法制度改革の理念の下、夜間大学院における社会人法学教育の実施を目的として開設された。有職社会人の通学可能性を担保するため、開講時間帯を平日夜間及び土曜日とするなど、カリキュラム上も種々の工夫を凝らしている。

《別添資料1-1 「筑波大学法科大学院学修の手引 H26年度版」参照》

当専攻においては、具体的な教育目的を以下の4点に集約している。また当専攻は、上記教育目的の下、社会人の有する知識・経験・技能の活用を図りつつ、以下のような「夜間社会人法科大学院」に相応しい法曹を養成することを目指している。【解釈指針1-1-1-1】

###### （1）当専攻の教育目的

- ① 社会人として既に獲得した知識・経験・技能を法曹としての実務の中に活用できる人材の養成
- ② 豊かな人間性と感性を備え、法曹として高い倫理観を備えた人材の養成
- ③ 専門的な法知識を具体的な紛争解決に応用する能力、および、既存の考え方を批判し、新たな問題を柔軟に解決できる能力を備えた法曹の養成
- ④ 先端的な法分野について十分に理解し、社会の発展に貢献できる法曹の養成

###### （2）当専攻が目指す法曹像

- ① 一般市民が、家事紛争、不法行為、消費者問題等の法的紛争を解決するために、容易にアクセスできる法曹の養成
- ② 国または地方自治体の政策立案に際して高度の専門知識を活用できる法曹の養成
- ③ 企業法務担当者などが、グローバルビジネス、知的財産法、経済法等の最先端の法分野に関する高度の専門知識を活用できる法曹の養成
- ④ 社会経験に裏打ちされた人間性豊かな法曹の養成

上記はいずれも当専攻公式ウェブサイト (<http://www.lawschool.tsukuba.ac.jp/>) > (<http://www.lawschool.tsukuba.ac.jp/outline/philosophy/>) のページ《別添資料1－2「筑波大学法科大学院ウェブサイト（基本理念）」》で公開している。【解釈指針1－1－1－2】

**基準 1－1－2**

**教育の理念及び目標が、当該法科大学院の教育を通じて、達成されていること。**

(基準 1－1－2 に係る状況)

(1) 概況

当専攻の最大の特徴は、学生がそれぞれの職場の第一線での知識・経験・技能を既に相当程度獲得した社会人であるという点にある。「基準 1－1－1 に係る状況」で前述したとおり当専攻が、「社会人として既に獲得した知識・経験・技能を法曹としての実務の中に活用できる人材の養成」という目標を第一に掲げているのは、このためである。

当専攻では、法学の基礎的分野を理解させるため法律基本科目群のメニューを充実させて、法曹としての基礎力の充実を図る一方、法律実務基礎科目群を充実させて実践力の涵養をも図っている。具体的には、「民事模擬裁判」、「刑事模擬裁判」、「ロイヤリング I」(刑事)、「ロイヤリング II」(民事)、「リーガルクリニック」など、「法務臨床科目」につき、平成 24 年度以降入学生にあっては上記 5 科目のうち 4 科目以上を履修すべきものとするなど、特に力を入れている。上記のうち「リーガルクリニック」については、学内に併設されている法律事務所において、実際のクライアントと接しながらの実践的法学教育を実施している。また、公法系、民事系、刑事系の各領域について、法的知識を用いて具体的紛争を解決するために必要な法的分析・処理能力を育成する「総合演習」科目の充実を図っている。

他方で、豊かな人間性・感性及び高い倫理観を備えた法曹を養成するために、多様な基礎法学・隣接科目群を備え、また「法曹倫理 I」「法曹倫理 II」を配して法曹三者からの視点で法曹倫理を学ぶ機会を与えている。

その上で「社会人として既に獲得した知識・経験・技能を法曹としての実務の中に活用」し、「先端的な法分野について十分に理解し、社会の発展に貢献」することができる法曹の養成を目標としている。例えば、「グローバルビジネス、知的財産法、経済法等の最先端の法分野に関する高度の専門知識を活用できる法曹」(例えば企業法務担当者であり、これは前記 1－1－1 (2) 「当専攻が目指す法曹像」の③に該当する)の養成に対応するため、当専攻では、企業法務と密接に関連する科目が重点的に配置されている(「知的財産法」、「倒産法」、「国際取引法」、「企業組織再編法」、「金融商品取引法」、「企業法務」など)。また、「国または地方自治体の政策立案に際して高度の専門知識を活用できる法曹」(当専攻が目指す法曹像の②)の養成については、当専攻の学生の中に公務員も多いことを意識し、基礎法学・隣接科目群に「立法学」、「公共政策」、さらに展開・先端科目群に(地方)行政に深く関連する科目(「租税法」、「環境法」、「地方自治」、「社会保障法」など)を開設している。さらに、「一般市民が、家事紛争、不法行為、消費者問題等の法的紛争を解決するために、容易にアクセスできる法曹」(当専攻が目指す法曹像の①)の養成に対応するため、豊富な

法務臨床科目を配置し、また展開・先端科目群に「民事執行・保全法」「労働法」「消費者法」などを開設している。

これら当専攻が開設する科目の中から、各人が自己の目指す法曹像に応じ、具体的にどの科目を選択すべきかについては、当専攻ウェブサイト

(<http://www.lawschool.tsukuba.ac.jp/education/modelcase/>) のページ《別添資料 1－3 「筑波大学法科大学院ウェブサイト（履修モデル）」》を通じ、学生及び受験予定者に示している。

## （2）標準修業年限修了率

最近 5 年間の当専攻学生の標準修業年限修了率は、以下の表のとおりである（なお長期履修学生は、各年度とも若干名にとどまること、また修了年限、年次の数え方及び進級要件が一般学生と異なるため、彼らとの間の単純比較が困難であることから、この表には含めていない。）。有職社会人学生を対象とする当専攻の特性上、業務の都合でやむなく休学する者が少なくなく、これが標準修業年限で修了できない者の大半を占めている。また後述のとおり、法曹専攻教育会議、FD 委員会及び教務委員会において、成績評価と修了認定のあり方について十分な議論を行い、成績評価・修了認定が厳格に実施されているため、（学力水準維持につながっているものの）進級・修了要件を充足せずに留年するケースが発生している。経年的に見て、標準修業年限修了率は悪化する傾向にある。

また当専攻では、平成 26 年度より、法学既修者（平成 26 年度の場合 4 名入学）の受け入れを開始した。2 か年という短い修学期間を通じてではあれ、有職社会人の彼らの学修効果を高め、一人でも多くの学生を修了へと導くことが今後の当専攻の課題である。【解釈指針 1－1－2－1】

標準修業年限修了の状況

修了年度	修了者数	修了率
平成 21 年度	30	69.8%
平成 22 年度	31	77.5%
平成 23 年度	21	52.5%
平成 24 年度	18	50.0%
平成 25 年度	15	41.7%

## （3）司法試験合格状況

当専攻修了生の司法試験（平成 23 年まで「新司法試験」と呼称されていたもの）の最近 5 か年の合格状況は下表のとおりである。

区分	出願者 ( a )	受験者 ( b )	短答式合格者 ( c )	最終合格者 ( d )	合格率 ( d / b )
平成 21 年	57	34	21	3	8.82%

平成 22 年	76	43	30	11	25.58%
平成 23 年	88	55	30	4	7.27%
平成 24 年	99	63	42	9	14.29%
平成 25 年	99	62	40	10	16.13%

司法試験最終合格者の当専攻における GPA は、殆どの場合、当専攻内の成績の上位に位置しており、学内の成績評価と現行司法試験の結果との間に有意な相関性が認められる。したがって、有職社会人学生特有の時間的ハンディキャップの解消に向けた一層の取組を含めて、教育支援体制のさらなる充実の必要があるとはいえ、一定の教育成果は達成されているということができる。なお、有職社会人学生を対象とした当専攻の特性上、修了者は、必ずしも法曹に転身せずとも、入学前より在籍していた職場において、当専攻の教育成果である専門的な法律知識を活用することによって、そこでのさらなるステップアップを実現していることも大いに意味があるものと考えられる。【解釈指針 1-1-2-1】

## 2 特長及び課題等

### (1) 特長

- ・ 社会人等にも広く門戸を開放する必要があるとの司法制度改革の理念を忠実に実現するべく、有職社会人に対象を特化した法科大学院として開設し、開講時間帯の中心を平日夜間及び土曜日とするなど、カリキュラム上の工夫を凝らしている。
- ・ 理論教育と実務教育との架橋を目指し、法律実務基礎科目群（特に法務臨床科目）の充実を図っているほか、併設法律事務所の活用を通じた実践的法学教育を行うなど、実務法曹養成を強く意識した教育を行っている。

### (2) 課題等

- ・ 平成26年度より受け入れを開始した法学既修者につき、2年間という短期間にあっても学修効果を高め、一人でも多くを修了へと導いて行くことが、今後の課題である。

## 第2章 教育内容

### 1 基準ごとの分析

#### 2-1 教育内容

##### 基準2-1-1：重点基準

教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

(基準2-1-1に係る状況)

##### (1) 教育課程編成の特徴

当専攻が想定する主たる学生像は、当専攻入学以前に法学の体系的知識獲得の機会を持たなかった、いわゆる法学未修の有職社会人である。このため、当専攻が行う教育は、筑波キャンパスにおいて行われている学士課程教育とは、その課程も、また組織上も完全に独立している。したがって、学士課程との一貫教育や合同授業、学士課程授業科目の履修を前提とした教育の実施等、法曹養成に特化した法科大学院教育の完結性を損なうような措置は一切行っていない。

当専攻では、有職社会人学生が日常において現実に割くことのできる極めて限定的な学習時間内において法学の体系的知識を効果的に獲得するため、特に体系的知識が要求される法律基本科目群について、以下「基準2-1-4に係る状況」の(3)で述べるとおり、三段階の科目体系を採用し、体系的・反復的教育を通じ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等の修得を完結させることを目指している。このうち特に法学未修者コース2年次以降においては、主として演習形式の授業を実施して、法曹として実務に必要な思考力、分析力、(討議、文章表現の両面における)表現力の涵養に努めている。以上のような三段階の科目体系を通じ、学生が同一の法的問題を複数の視点から複合的に学ぶことにより、柔軟かつ深い法的体系的思考を身につけることができるよう配慮している。

また、当専攻では、理論的教育と実務的教育の架橋を目指して様々な工夫を行っている。まずカリキュラム面では、多様な法律実務基礎科目を必修科目または選択必修科目として開設し、履修されることにより、既述の法律基本科目群により得た理論的・体系的法知識を実務的観点から応用・発展させる機会を充実させている。さらに当専攻では、法曹としての高い責任感と倫理観を備えた人材を養成するため、法曹倫理に関連する実務教育にも重きを置いている。すなわち「法曹倫理Ⅰ」、「法曹倫理Ⅱ」においてはもちろん、他の実務系科目等においても、法曹としての単なるスキル修得に留まらず、実務法曹としてふさわしい倫理の獲得に十分に配慮している。

《別添資料2-1「ビジネス科学研究科各専攻が開設する授業科目、単位数及び履修方法等に関する内規」別表6》《別添資料1-1「筑波大学法科大学院学修の手引 H26

年度版」》《別添資料2－2「平成26年度法曹専攻シラバス」》参照【解釈指針2－1－1－1】

## (2) 有職社会人学生の修学上のハンディキャップを克服するための方策

有職社会人学生の通学を可能とするため、当専攻の開講時間は、原則として火曜日から金曜日の夕刻（18：20～21：00）及び土曜日（10：20～17：50）としている。当専攻では、理工系出身者を含めた他学部からの法学未修者を多く入学させてきており（また法学部出身者といえども、入学時の年齢が毎年度平均35～40歳であることを考慮すれば、一般的な意味の法学部出身者とは全く異なっている。）、これらの者に対する法学の基礎力の涵養に開学当初から努めてきた。こうした教育プログラムにおけるノウハウをもとに、平成26年度から既修者コースの入学生を迎えるにあたって、未修者コースの1年次科目を憲法・民法・刑法・民事訴訟法・刑事訴訟法の5法に集中することにより、更に未修者の基礎力充実を図ることとした。《別添資料2－1「ビジネス科学研究科各専攻が開設する授業科目、単位数及び履修方法等に関する内規」別表6》《別添資料1－1「筑波大学法科大学院学修の手引H26年度版」》参照

さらに当専攻では、現役の有職社会人に對し広く法曹への門戸を開くという理念を具体化するため、長期履修制度を設けている。これは、職業上の都合により、標準修業年限（法学未修者にあっては3年）では修了が困難と見込まれる場合には、学生からの申請に基づいて、4年間の長期履修を認めるもので、長期履修学生の場合、次年次への進級要件単位数、さらに1年度あたりの授業料が、標準修業年限で修了する場合よりも低く設定されており、有職社会人学生に對し、無理なく修学を続けることができる環境を提供しようとするものである。さらに平成25年度末より、各年度末の段階で在学1年未満（休学期間を除く。）の標準修業年限の在学生、及び法学既修者コース入学者に對しても長期履修制度選択への門戸を広げている。法学既修者が長期履修制度を利用する場合、4年間のうち最初の1年次を在学したものとみなされ、残り3年間を修学することとなる。《別添資料2－3「筑波大学大学院学則」第5条の3第1項》《別添資料2－4「国立大学法人筑波大学大学院長期履修学生に對する法人細則」》《別添資料2－5「ビジネス科学研究科の教育に関する細則」第10条》《別添資料2－6「ビジネス科学研究科法曹専攻における長期履修に関する取扱いについて」》《別添資料2－7「筑波大学法科大学院ウェブサイト（長期履修制度）」》《別添資料2－8「長期履修について」》参照【解釈指針2－1－1－2】

**基準 2－1－2：重点基準**

次の各号に掲げる授業科目が開設されていること。

## (1) 法律基本科目

(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)

## (2) 法律実務基礎科目

(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)

## (3) 基礎法学・隣接科目

(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)

## (4) 展開・先端科目

(応用的・先端的な法領域に関する科目、その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。)

(基準 2－1－2 に係る状況)

当専攻の開設科目は、「ア 法律基本科目群」、「イ 法律実務基礎科目群」、「ウ 基礎法学・隣接科目群」、「エ 展開・先端科目群」の4群にわたって開設されている。

## (1) 法律基本科目群

平成 26 年度入学生の場合、「ア 法律基本科目群」には、将来法曹として実務に共通して必要とされる以下の諸科目を配している。それらはさらに「実定法基礎科目」と「実定法発展科目」とに分けられており、その内訳は、それぞれ以下のとおりである。【解釈指針 2－1－2－1】

## ① 実定法基礎科目（法学入門のみ選択科目、その他は全て必修科目）

憲法 I - A [人権] (2 単位)、憲法 I - B [人権] (2 単位)、憲法 II [統治] (2 単位)、行政法 I (2 単位)、行政法 II (2 単位)、民法 I [総則・物権総論] (2 単位)、民法 II [担保物権] (2 単位)、民法 III [債権総論] (2 単位)、民法 IV - 1 [契約法] (2 単位)、民法 IV - 2 [契約法] (2 単位)、民法 V [不法行為・不当利得法] (2 単位)、民法 VI [家族法] (2 単位)、商法 I [企業組織法] (2 単位)、商法 II [企業法総論・企業活動法] (2 単位)、民事訴訟法 I (3 単位)、刑法 I (2 単位)、刑法 II (2 単位)、刑事訴訟法 I (3 単位)、法学入門 (1 単位)

## ② 実定法発展科目（全て必修科目）

憲法 III [憲法訴訟] (2 単位)、憲法総合演習 (1 単位)、行政法 III - 1 (1 単位)、行政法 III - 2 (1 単位)、行政法総合演習 (1 単位)、民法 VII (2 単位)、民法総合演習 (1 単位)、商法 III (2 単位)、商法総合演習 (1 単位)、民事訴訟法 II (2 単位)、民事訴訟法総合演習 (1 単位)、民事法総合演習 (3 単位)、刑法 III (2 単位)、刑法総合演習 I (1 単位)、刑法総合演習 II (1 単位)、刑事訴訟法 II (1 単位)、刑事訴訟法総合演習 (1 単位)

## (2) 法律実務基礎科目群

「イ 法律実務基礎科目群」は、いずれも実務家教員が担当し、法実務への導入のための教育を行っている。またその内容の決定及び実施については、「法律基本科目群」に属する科目を担当する研究者教員との連携が図られている。同科目群はさらに、「法務基礎科目」、「法務展開科目」及び「法務臨床科目」に分類されており、その内訳は以下のとおりである。【解釈指針2-1-2-2】

### ① 法務基礎科目（全て必修科目）

法情報処理（1単位）、法曹倫理I（1単位）、法曹倫理II（1単位）

### ② 法務展開科目

そのうち必修科目は以下の4つである。

民事訴訟実務の基礎I（2単位）、刑事訴訟実務の基礎I（2単位）、要件事実論I（1単位）、要件事実論II（1単位）

さらに以下2つの選択必修科目（いずれも1単位）のうち1科目以上履修しなければならない。

民事訴訟実務の基礎II、刑事訴訟実務の基礎II

### ③ 法務臨床科目

以下5つの選択必修科目（いずれも1単位）のうちから4科目以上履修しなくてはならない。

民事模擬裁判、刑事模擬裁判、ロイヤリングI、ロイヤリングII、リーガルクリニック

## (3) 基礎法学・隣接科目群

「ウ 基礎法学・隣接科目群」には、社会科学としての法律学を学ぶうえで不可欠といえる広い視野の涵養と、人と社会の関係性等についての思索を深め、法に対する理解の視野を広げることに寄与する内容を有する科目として、以下の7つの選択必修科目（いずれも1単位）が開設されており、このうち4科目以上を履修しなければならない。【解釈指針2-1-2-3】

法哲学、英米法、EU法、法史学、公共政策、立法学、刑事政策

## (4) 展開・先端科目群

「エ 展開・先端科目群」には、応用的・先端的な法領域に関する科目（いずれも

選択必修科目）が開設されている。当専攻においては、それらの科目の多くを実務家教員が担当していることからもわかるとおり、実務を意識した内容となっている。平成26年度入学生の場合、この科目群から13単位以上を履修しなければならない。平成26年度開講科目は以下のとおりである。【解釈指針2-1-2-4】

知的財産法、民事執行・保全法、倒産法、国際取引法、国際私法、経済法、租税法、労働法、環境法、金融法、国際公法、企業法務（以上2単位）

地方自治、金融商品取引法、消費者法、IT法制、社会保障法、倒産法演習、経済法演習、労働法演習、知的財産法演習（以上1単位）

《別添資料2-1「ビジネス科学研究科各専攻が開設する授業科目、単位数及び履修方法等に関する内規」第7条及び別表6》《別添資料1-1「筑波大学法科大学院学修の手引H26年度版」》参照

**基準 2－1－3：重点基準**

各授業科目が適切な科目区分にしたがって開設されていること。

(基準 2－1－3 に係る状況)

前述の「基準 2－1－2 に係る状況」において述べたように、当専攻では、法科大学院の理念を踏まえた適切な科目区分に従った授業科目の開設を行っており、内容的に法律基本科目群に属すべき科目が、法律実務基礎科目群、基礎法学・隣接科目群、展開・先端科目群のいずれかに配されているといったことはない。《別添資料 2－1 「ビジネス科学研究科各専攻が開設する授業科目、単位数及び履修方法等に関する内規」別表 6》《別添資料 1－1 「筑波大学法科大学院学修の手引 H26 年度版」》《別添資料 2－2 「平成 26 年度法曹専攻シラバス」》参照【解釈指針 2－1－3－1】

### 基準2－1－4：重点基準

基準2－1－2の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されていること。また、各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、必修科目、選択必修科目及び選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること。

(基準2－1－4に係る状況)

#### (1) 平成26年度以降入学生カリキュラムの特色

当専攻では、可処分時間の少ない有職社会人の、しかも、いわゆる純粹未修者にとって、より無理なく学びやすいものとすることを目指し、「基準2－1－1に係る状況」の(2)で前述したように、平成26年度より、カリキュラムを一新している。具体的には、従来法学未修者1年次対象とされていた「行政法Ⅰ」、「商法Ⅰ」、「商法Ⅱ」、「法曹倫理Ⅰ」を、同2年次対象とした。さらに、条文や判例の読み方といった法学学修上の基礎技法を純粹未修者に早期に修得させ、無理なく法学学修に導入するため、「法学入門」を新設した。《別添資料2－1「ビジネス科学研究科各専攻が開設する授業科目、単位数及び履修方法等に関する内規」別表6》《別添資料1－1「筑波大学法科大学院学修の手引H26年度版」》《別添資料2－2「平成26年度法曹専攻シラバス」》参照

#### (2) 科目群ごとの修了要件単位数

法律基本科目は、平成26年度以降入学法学未修者に対し新設された「法学入門」(1単位)を選択科目とした以外は、いずれも必修科目(計62単位)である。

法律実務基礎科目については、平成25年度以降入学生の場合、法律実務基礎科目群の法務基礎科目にある必修科目3単位はすべて履修、法律実務基礎科目群の法務展開科目にある必修科目6単位はすべて履修、法律実務基礎科目群の法務展開科目にある選択必修科目のうちから1単位以上を履修、法律実務基礎科目群の法務臨床科目にある選択必修科目のうちから4単位以上を履修すべきものとし、法律実務基礎科目群全体では計14単位以上を履修すべきものとしている。

基礎法学・隣接科目は、7つの選択必修科目(各1単位)中4単位以上を履修すべきものとされており、「刑事政策」と「EU法」を2年次対象としているほかは、いずれも1年次対象科目である。

展開・先端科目については、すべて選択必修科目として、平成26年度の場合、21科目(計33単位)を開講しており、平成26年度以降入学生は、このうち計13単位以上を履修すべきものとしている。

《別添資料2－1「ビジネス科学研究科各専攻が開設する授業科目、単位数及び履修方法等に関する内規」第7条及び別表6》《別添資料1－1「筑波大学法科大学院学修の手引H26年度版」》参照

### (3) 配当年次

科目の学年別配置については、学生の段階的履修に資するように、基礎から応用、展開へという学修のプロセスが確保されるように配慮されている。平成25年度以前入学生においては、1年次に、行政法及び商法を含む、いわゆる7法に関する計15科目の実定法基礎科目を開設していたが、平成26年度入学法学未修者の場合、まず1年次では、法律基本科目群のうち、行政法と商法を除く実定法基礎科目14科目の必修科目を開設し、わが国の現行実定法の基礎的部分を、有職社会人の法学未修者にとっても無理なく確実に理解できるよう配慮することとした。次に2年次（法学既修者1年次。以下同じ。）では、実定法の各領域について、それまで学修した基礎知識を応用できる能力を養うため、演習科目（「憲法Ⅲ」、「民法Ⅶ」、「刑法Ⅲ」など）を必修科目として開設するとともに、そこで得た基礎知識と実務教育との間を架橋するため、法律実務基礎科目群の法務展開科目のうち4つの必修科目（「民事訴訟実務の基礎Ⅰ」、「刑事訴訟実務の基礎Ⅰ」、「要件事実論Ⅰ」、「要件事実論Ⅱ」）を開設している。さらに3年次では、それまでの学修の総まとめとして、総合演習系科目（「憲法総合演習」など）を必修科目として開設する一方、「法務臨床科目」を選択必修科目として開設している。また、2年次及び3年次（特に3年次）では、学生各自が目指す法曹モデルや各々の関心にしたがった発展学修ができるように、多様な展開・先端科目を開設している。同科目群では、学生各自のニーズ、将来像に合わせたカリキュラムが選択できるように、その全てを選択必修科目としている。

なお、平日夜間及び土曜日のみという当専攻の開講形態の特性上、他の全日制の法科大学院と比較し、必然的に開講時間帯と開講コマ数が大幅（一般の昼間開講の法科大学院との比較で半分程度）に制約される。このため、平成25年度までは、同一时限上に複数の選択必修科目を重複して開講せざるを得ない状況が生じ、結果的に学生の選択可能性を制約してしまうケースも間々みられたところであった。これに対し、開講期間・方法を工夫することにより、平成26年度の時間割では、同一时限上に複数科目が開講されるケースは、ごく一部を除き、ほとんど解消されている。《別添資料2-1「ビジネス科学研究科各専攻が開設する授業科目、単位数及び履修方法等に関する内規」第7条及び別表6》《別添資料1-1「筑波大学法科大学院学修の手引H26年度版」》参照

**基準2－1－5：重点基準**

基準2－1－2（1）に定める法律基本科目については、次の各号に掲げる単位数の授業科目を必修科目として開設することを標準とし、標準単位数を超えて必修科目又は選択必修科目を開設する場合には、8単位増をもって必修総単位数の上限とする。ただし、法学未修者1年次に配当される法律基本科目については、別に6単位を限度として必修とすることができます。

（1）公法系科目（憲法又は行政法に関する分野の科目をいう。）

10単位

（2）民事系科目（民法、商法又は民事訴訟法に関する分野の科目をいう。）

32単位

（3）刑事系科目（刑法又は刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。）

12単位

（基準2－1－5に係る状況）

（1）公法系科目

公法系科目としては、平成26年度入学法学未修者の場合、「憲法I－A（人権）」、「憲法I－B（人権）」、「憲法II（統治）」（以上、1年次・各2単位）、「行政法I」、「行政法II」、「憲法III（憲法訴訟）」（以上、2年次・各2単位）、「行政法III－1」、「行政法III－2」、「憲法総合演習」、「行政法総合演習」（以上、3年次・各1単位）の計16単位を必修科目として開設している。

（2）民事系科目

民事系科目としては、平成26年度入学法学未修者の場合、「民法I（総則・物権総論）」、「民法II（担保物権）」、「民法III（債権総論）」、「民法IV－1（契約法）」、「民法IV－2（契約法）」、「民法V（不法行為・不当利得法）」、「民法VI（家族法）」（以上、1年次・各2単位）、「民事訴訟法I」（1年次・3単位）、「民法VII」、「商法I（企業組織法）」、「商法II（企業法総論・企業活動法）」、「商法III」、「民事訴訟法II」（以上、2年次・各2単位）、「民法総合演習」、「商法総合演習」、「民事訴訟法総合演習」（以上、3年次・各1単位）、「民事法総合演習」（3年次・3単位）の計33単位を必修科目として開設している。

（3）刑事系科目

刑事系科目としては、平成26年度入学法学未修者の場合、「刑法I（総論）」、「刑法II（各論）」（以上、1年次・各2単位）、「刑事訴訟法I」（1年次・3単位）、「刑法III」（2年次・2単位）、「刑事訴訟法II」（2年次・1単位）、「刑法総合演習I」、「刑法総合演習II」、「刑事訴訟法総合演習」（以上、3年次・各1単位）の計13単位を必修科目として開設している。

以上、法律基本科目の必修科目として、標準単位の8単位増の計62単位を開設して

おり、必修総単位数の上限について、基準を充たしている。《別添資料2－1「ビジネス科学研究科各専攻が開設する授業科目、単位数及び履修方法等に関する内規」第7条及び別表6》《別添資料1－1「筑波大学法科大学院学修の手引H26年度版」》参照

**基準2－1－6：重点基準**

- (1) 基準2－1－2(2)に定める法律実務基礎科目については、次に掲げる授業科目が必修科目として開設されていること。
- ア 法曹としての責任感や倫理観を涵養することを内容とする授業科目（2単位）
  - イ 要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目（2単位）
  - ウ 事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目（2単位）
- (2) (1)に掲げる必修科目6単位のほか、次に例示する内容の授業科目その他の法曹としての技能及び責任等を修得させるために適切な内容を有する授業科目のうち、4単位相当が必修又は選択必修とされていること。
- ア 模擬裁判
    - (民事・刑事裁判過程の主要場面について、ロールプレイ等のシミュレーション方式によって学生に参加させ、裁判実務の基礎的技能を身に付けさせる教育内容)
  - イ ローヤリング
    - (依頼者との面接・相談・説得の技法や、交渉・調停・仲裁等のADR(裁判外紛争処理)の理論と実務を、ロールプレイをも取り入れて学ばせ、法律実務の基礎的技能を修得させる教育内容)
  - ウ クリニック
    - (弁護士の指導監督のもとに、法律相談、事件内容の予備的聴き取り、事案の整理、関係法令の調査、解決案の検討等を具体的な事例に則して学ばせる教育内容)
  - エ エクスターンシップ
    - (法律事務所、企業法務部、官公庁法務部門等で行う研修)
  - オ 公法系訴訟実務の基礎を内容とする授業科目
    - (行政訴訟を中心とする公法系の諸問題を含む訴訟について、公法系の法律基本科目の学修を踏まえつつ、紛争や訴訟の現場を意識させるための各種の書面を作成させ、種々の理論的问题、技術的问题が訴訟実務においてどのように現れるかを模擬的に理解することを通じて、公法系訴訟実務の基礎を修得させる教育内容)
- (3) (1)アについては、「法曹倫理」などの授業科目名で独立の授業科目として開設されていること。また、他の授業科目の授業においても、法曹倫理に留意した教育が行われていること。
- (4) 次に掲げる教育内容について指導が行われていること。ただし、これらの指導のために授業科目を開設し、単位を認定することは要しない。
- ア 法情報調査
    - (法令、判例及び学説等の検索、並びに判例の意義及び読み方の学習等、法学を学ぶ上で必要な法情報の調査・分析に関する技法を修得させる教育内容)

## イ 法文書作成

(法的文書（契約書・遺言書、法律意見書・調査報告書又は起訴状・訴状・準備書面等）の作成の基本的技能を、添削指導等により修得させる教育内容)

（基準 2－1－6 に係る状況）

### （1）必修科目

法曹としての責任感や倫理観を涵養することを内容とする必修科目としては、「法曹倫理Ⅰ」、「法曹倫理Ⅱ」の2科目（それぞれ2年次・各1単位）を開設している。前者は弁護士が担当して、弁護士の立場からの職業倫理を、後者は派遣裁判官及び派遣検察官が担当して、裁判官・検察官固有の職業倫理を講じている。

要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎を内容とする必修科目としては、「民事訴訟実務の基礎Ⅰ」（2年次・2単位）、「要件事実論Ⅰ」、「要件事実論Ⅱ」（それぞれ2年次・各1単位）の3科目4単位を開設している。

事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎を内容とする必修科目としては、「刑事訴訟実務の基礎Ⅰ」（2年次・2単位）を開設している。《別添資料2－1「ビジネス科学研究科各専攻が開設する授業科目、単位数及び履修方法等に関する内規」第7条及び別表6》《別添資料1－1「筑波大学法科大学院学修の手引H26年度版」》《別添資料2－2「平成26年度法曹専攻シラバス」》参照

### （2）法曹としての技能・責任等の修得に関する科目

平成25年以降入学生に対しては、「民事模擬裁判」、「刑事模擬裁判」、「ロイヤリングⅠ」、「ロイヤリングⅡ」、「リーガルクリニック」の計5科目（各1単位）のうち4科目（4単位）が選択必修とされている（「リーガルクリニック」が2年次から履修可能である以外、4科目とも3年次対象）。

「民事模擬裁判」では、訴状、答弁書、準備書面等の民事裁判実務に必要な基本的な文書を作成させ、文書作成の基本的な技能を修得させるとともにその他の裁判実務の技能を修得させている。また「刑事模擬裁判」では、起訴状、証明予定事実記載書面、論告、弁論、判決の骨子などの文書を作成させるなどしている。

ローヤリング及びクリニックに関する選択必修科目としては、「ロイヤリングⅠ」、「ロイヤリングⅡ」、「リーガルクリニック」の3科目（各1単位）を開設している。「ロイヤリングⅠ」では、刑事事件の模擬接見を通して刑事弁護人としての基本的な思考方法と技能を修得させ、「ロイヤリングⅡ」では、民事事件の相談から紛争解決手続の選択に至るまでの代理人弁護士としての基本的な思考方法と技能を修得させている。「リーガルクリニック」では、学内に併設されている法律事務所又は学外の委託先法律事務所において、法律相談立会い、書面起案、法廷傍聴など実際の弁護士実務を実地に体験させることを通じ、学生に当事者の視点と紛争解決の動態を体得させるようにしている。《別添資料2－1「ビジネス科学研究科各専攻が開設する授業科目、単位数及び履修方法等に関する内規」第7条及び別表6》《別添資料1－1「筑

波大学法科大学院学修の手引 H26 年度版》》《別添資料 2－2 「平成 26 年度法曹専攻シラバス」》参照

#### (3) 法曹倫理の涵養に関する科目

上記のとおり「法曹倫理 I」、「法曹倫理 II」が開設されている。また、他の実務系科目、とりわけ、実践的要素の強い科目である「ロイヤリング I」、「ロイヤリング II」、「リーガルクリニック」等においても、法曹としての単なるスキル修得に留まらず、実務法曹としてふさわしい法曹倫理の修得について十分に配慮している。《別添資料 2－1 「ビジネス科学研究科各専攻が開設する授業科目、単位数及び履修方法等に関する内規」第 7 条及び別表 6》》《別添資料 1－1 「筑波大学法科大学院学修の手引 H26 年度版》》《別添資料 2－2 「平成 26 年度法曹専攻シラバス」》参照

#### (4) 法情報調査・法文書作成に関する科目

必修科目として「法情報処理」(未修 1 年次及び既修 1 年次・1 単位) を配しており、法令・判例、論文等、必要な資料の検索、収集について実用的な知識と技能を修得させている。

法文書作成に関する選択必修科目としては、「民事模擬裁判」、「刑事模擬裁判」、「ロイヤリング I」、「ロイヤリング II」及び「英文法律文書作成」(各 1 単位) を配している。

《別添資料 2－1 「ビジネス科学研究科各専攻が開設する授業科目、単位数及び履修方法等に関する内規」第 7 条及び別表 6》》《別添資料 1－1 「筑波大学法科大学院学修の手引 H26 年度版》》《別添資料 2－2 「平成 26 年度法曹専攻シラバス」》参照

#### (5) 実務家教員と研究者教員との間の協力

法律実務基礎科目的授業内容の確定、及び、その実施に当たっては、FD 委員会の下部機関である民事系及び刑事系科目 FD 部会に、実務家教員と研究者教員の両者が参加し、連携に努めている。《別添資料 2－9 「平成 25 年度 FD 委員会〔各部会含む〕議事要旨」》【解釈指針 2－1－6－1】

**基準 2－1－7：重点基準**

基準 2－1－2（3）に定める基礎法学・隣接科目については、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うために十分な数の授業科目が開設され、そのうち、4 単位以上が必修又は選択必修とされていること。

（基準 2－1－7 に係る状況）

基礎法学・隣接科目としては、「法哲学」、「英米法」、「EU 法」、「法史学」、「公共政策」、「立法学」、「刑事政策」の 7 科目（各 1 単位）から 4 科目 4 単位以上を履修すべきものとしている。いずれも、社会科学としての法律学を学ぶうえで不可欠といえる広い視野の涵養と、人と社会の関係性等についての思索を深め、法に対する理解の視野を広げることに寄与する内容を有する科目であり、法科大学院にふさわしい専門的な教育内容となっている。《別添資料 2－1 「ビジネス科学研究科各専攻が開設する授業科目、単位数及び履修方法等に関する内規」第 7 条及び別表 6》《別添資料 1－1 「筑波大学法科大学院学修の手引 H26 年度版」》《別添資料 2－2 「平成 26 年度法曹専攻シラバス」》参照

**基準 2－1－8：重点基準**

基準 2－1－2（4）に定める展開・先端科目については、各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った内容を有する十分な数の授業科目が開設され、そのうち、12単位以上が必修又は選択必修とされていること。

（基準 2－1－8 に係る状況）

展開・先端科目は、いずれも2年次または3年次対象として開設され、平成26年度入学生の場合、それらのうち13単位以上を履修すべきものとしている（平成26年度開講科目の具体的内訳は、基準2－1－2に係る状況において述べたとおりである。）。これらの科目は、現代社会の多様かつ新たな法的ニーズに対応するとともに、応用的な法領域について基礎的理解を修得させるために、幅広くかつ高度の専門的教育を行うことにより、実務との融合を図ることを目的としている。とりわけ、当専攻の基本理念である「社会人として既に獲得した知識・経験・技能を法曹としての実務の中に活用できる人材の養成」という視点から、企業法務と密接に関連する科目を重点的に開設している（「知的財産法」、「倒産法」、「国際取引法」、「金融法」、「企業組織再編法」、「金融商品取引法」、「企業法務」など）。また当専攻の学生の中には公務員も多いことから、コミュニケーションサービスに関連する分野の科目も開設している（「租税法」、「環境法」、「地方自治」、「社会保障法」など）。《別添資料2－1「ビジネス科学研究科各専攻が開設する授業科目、単位数及び履修方法等に関する内規」第7条及び別表6》《別添資料1－1「筑波大学法科大学院学修の手引 H26年度版」》《別添資料2－2「平成26年度法曹専攻シラバス」》参照

**基準 2－1－9：重点基準**

各授業科目における授業時間等が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切に設定されていること。

(基準 2－1－9 に係る状況)

当専攻では、75 分の授業を 10 (20) 回にわたって受講し、それを含め計 45 (90) 時間の学修を行うことをもって 1 (2) 単位の認定を行っている。

筑波大学では全学的に 5 週間の授業期間を 1 モジュールと呼んでいる。春学期は A、B、C の 3 つのモジュールと夏季休業期間、秋学期は同じく 3 モジュールと春季休業期間で構成されている（下記表を参照）。当専攻の場合、年度を、春学期の A B 2 モジュール（試験期間を除く授業期間 10 週）、春 C モジュール（同じく 5 週）、夏季休業期間 5 週 + 秋 A モジュール（計 10 週）、秋学期の B C 2 モジュール（10 週）の 4 つの授業期間に分割した上、2 単位科目の場合、75 分授業を 1 日につき 2 コマ連続で行い、これを上記 4 期間のうち春 C モジュールを除く 3 期間いずれか 10 週で行うことにより、授業時間を確保している。

休講は、可能な限り避けることを原則としているが、やむを得ない場合については、必ず補講を実施することとし、上記学修時間を確保している。休講・補講は紙媒体で掲示を行うほか、電子掲示板に掲載することにより、学生の便宜に供している。

春学期		秋学期	
4 月～5 月	春 A モジュール	10 月～11 月	秋 A モジュール
5 月～6 月	春 B モジュール	11 月～12 月	秋 B モジュール
7 月～8 月	春 C モジュール	1 月～2 月	秋 C モジュール
8 月～9 月	夏季休業	2 月～3 月	春季休業

注：1 モジュールは 5 週

《別添資料 2－3 「筑波大学大学院学則」33 条》《別添資料 2－1 「ビジネス科学研究科各専攻が開設する授業科目、単位数及び履修方法等に関する内規」第 7 条及び別表 6》《別添資料 1－1 「筑波大学法科大学院学修の手引 H26 年度版」》《別添資料 2－2 「平成 26 年度法曹専攻シラバス」》参照

## 2 特長及び課題等

### (1) 特長

- ・ 学修時間に制約のある有職社会人に対しても、無理の少ない形での修学の機会を提供するため、当専攻開設以来、長期履修制度を採用しており、さらに平成26年度以降は、在学1年未満の在学生、及び法学既修者に対しても適用範囲を広げている。
- ・ 平成26年度入学生から「実定法基礎科目」のうち法学未修者1年次配当科目から行政法と商法を除外して2年次対象科目とし、1年次対象科目を憲法、民法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法の5分野に集中することにより、有職社会人の、しかも、いわゆる純粹未修者にとって、法科大学院における法学学修の基礎固めを、無理なく確実に行えるよう配慮した。さらに選択科目として「法学入門」を開設し、法学未修者においても法学学修のスムーズなスタートができるよう配慮している。
- ・ 法曹実務教育を重視し、特に、実際のクライアントと接しながら、実践的に法曹としてのスキルと倫理を修得することができる、リーガルクリニックを重視するという視点から、その学修の基盤となる法律事務所が学内に併設されている。

### (2) 課題等

該当なし。

## 第3章 教育方法

### 1 基準ごとの分析

#### 3-1 授業を行う学生数

##### 基準 3-1-1

法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

(基準 3-1-1 に係る状況) あたって

最近過去 5 カ年間の開講科目及び平成 26 年度春 A モジュール開始科目いずれにおいても、各科目履修登録人数（再履修者及び科目等履修生含む。）は 47 名以下であり（下表「年度ごとの履修登録人数最多科目及び同科目の履修登録者数」参照。）、双方向的又は多方向的な密度の高い教育の実施が担保できる適正な規模が、すべての授業科目において確保されている。なお、展開・先端科目群に属する科目の履修については、履修者数を適正な規模に留めるため、履修者の抽選を行う場合があることとし、学生に周知しているが、以下の表のとおり、平成 21 年度以降、履修登録者数が 50 名を上回った科目がないため、これを実施した例はない。《別添資料 1-1 「筑波大学法科大学院 学修の手引 H26 年度版」 6 頁参照》【解釈指針 3-1-1-1】

原級留置者及び休学者を含めて平成 26 年 5 月 1 日現在の在籍者数は、「様式 2」（学生数の状況）のうち「在籍者数の状況」記載のとおりである。1 年次在籍者の中には、職務上の理由による休学者が少なくなく、1 年次に原級留置者が多く在籍することが、一般の昼間開講の法科大学院には見られない、有職社会人大学院としての当専攻の独特の事情であり、「様式 2」に示すとおり、1 年次に 50 名前後の学生が在籍する状況が続いている。もっとも全ての原級留置者が同じ科目を履修するわけではないこと等から、最近 5 カ年間及び平成 26 年度春 A モジュール開始科目において、1 年次必修科目の履修登録者数が 42 名を上回ったことはなく、また、各年度における入試合格者数の決定に当たっては、こうした状況に大きな変化を生じさせることのないよう十分配慮している。【解釈指針 3-1-1-2】

科目等履修生については、当専攻の特長である徹底した少人数教育の実施を担保するために、対象となる履修科目は必修科目以外の科目とし、さらに科目ごとの受け入れ人数は最大でも 10 名に制限している。他専攻の学生、他研究科の学生については、展開・先端科目群についてのみ、当該授業担当教員の承諾を予め得た者に限って科目等履修を認めることとしているが、これまでのところ希望者はきわめて少ない。《別添資料 1-1 「筑波大学法科大学院学修の手引 H26 年度版」 8 頁参照》【解釈指針 3-1-1-3】

## 年度ごとの履修登録人数最多科目及び同科目の履修登録者数

年度	履修登録人数最多科目（履修登録者数）
平成 21 年度	憲法演習Ⅱ〔人権訴訟〕(42)
平成 22 年度	民法総合演習・民事訴訟法総合演習(43)
平成 23 年度	企業組織再編法(46)
平成 24 年度	金融商品取引法(47)
平成 25 年度	企業組織再編法(45)
平成 26 年度 (春 A モジュール 開始科目のみ)	民法 I (42)

**基準 3－1－2**

**法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とすること。**

(基準 3－1－2 に係る状況)

当専攻では、「基準 3－1－1 に係る状況」にて述べたとおり、過去 5 年間において各科目とも履修登録者数が 50 人を超過したことはなく、また、各年度における入試合格者数の決定に当たっては、こうした状況に大きな変化を生じさせることのないよう十分配慮している。【解釈指針 3－1－2－1】

### 3 - 2 授業の方法

#### 基準 3 - 2 - 1

法科大学院における授業の実施に当たっては、次の各号を満たしていること。

- (1) 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (3) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

(基準 3 - 2 - 1 に係る状況)

#### (1) 科目ごとの性質に応じた教育方法

##### ① 概況

主として1年次に履修する「実定法基礎科目」においても、双方向的又は多方向的なやりとりもできる限り取り入れてはいるが、当専攻の場合、学生が有職社会人であって時間的制約があり、しかもその多くが法学未修者であるという特性から、正課の授業時間での学修成果を学生全員に同一レベルで確保することがきわめて困難であるという事情もあり、また特に1年次の純粹未修者に対して効果的に、かつ、確実に必要な基礎知識を偏りなく定着させていくため、講義的要素の比重を大きくせざるを得ない面がある。もっとも、この点を補うために、2年次以降に配置した実定法発展科目及び法律実務基礎科目においては、事前に学生に予習課題を与え、事例式問題を研究させるなど、具体的素材に基づくケーススタディ方式を取り入れたり、教員と学生及び学生間の討論を積極的に行うなど、双方向的又は多方向的な討論を通じた授業となるよう配慮している。例えば2・3年次の民事実務科目では、実務における具体的事例を事前に学生に検討させ、実務での法運用を講義と学生との討論によって理解させている（「民事訴訟実務の基礎Ⅰ」、「民事模擬裁判」、「ロイヤリングⅡ」）。また、「民事模擬裁判」では、テーマを与えて訴状、準備書面等を起案させた上、教員の講評及びそれらを踏まえた討論等を行っている。さらに、3年次には、「民事法総合演習」において、民法及び民事訴訟法の分野に関する事案を用いた起案及び双方向・多方向による討論を通じて、民事事件を解決するための法的分析力、起案能力といった総合力アップを図る授業を行っている。同様に刑事実務科目でも、実務での具体的事例を事前に学生に検討させ、実務での法運用を講義と学生との討論によって理解させている（「刑事訴訟実務の基礎Ⅰ」）。また、「刑事模擬裁判」では、刑事訴訟記録を使用して、模擬裁判を行う方法を採っている。《別添資料 2 - 2 「平成 26 年度法

【解釈指針 3-2-1-1】 【解釈指針 3-2-1-2】  
【解釈指針 3-2-1-3】 【解釈指針 3-2-1-4】

② 「リーガルクリニック」における指導責任体制

当専攻では、時間的制約の大きい有職社会人学生が実務に触れる機会を確保するため、当専攻の授業が行われている教室と同じフロアに法律事務所が併設されており、フレックスタイム制の「リーガルクリニック」（2年／3年次対象）を実施している。学生は、年度当初に行われるガイダンスに出席する以外は、担当教員との協議の上設定した各自の受講目標に従い、「日程管理システム」を利用して、Web 上から指導弁護士の日程（法律相談、打合せ、弁論期日等）を確認し、自己の日程と調整を図りながら研修を行っている。学生には、必修科目である「法曹倫理Ⅰ」（平成25年度以前入学生は1年次対象。平成26年度入学生は未修2年次及び既修1年次のそれぞれ春学期に開設。）を受講したうえでリーガルクリニックに参加させることとし、また上記ガイダンスにおいて関連法令の遵守と守秘義務等に関する指導をした上で、誓約書を提出させている。なお、学生は研修先から報酬は受け取らないこととしている。また、同科目を履修する学生の中には、外部の法律（弁護士）事務所において研修を行う者もあるが、この研修担当には、当専攻の実務家専任教員があたり、この専任教員が研修先の実務指導及び成績評価に責任をもつ体制がとられている。《別添資料2-2「平成26年度法曹専攻シラバス」》《別添資料3-1「リーガルクリニック関係資料」》参照【解釈指針3-2-1-5】

(2) 授業内容等に関する学生への周知

1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法については、前年度末までには当専攻ウェブサイトに新年度シラバスを公開しており、学生に対する事前周知を徹底している。

さらに各回の授業に先立ち、レジュメ及び参考資料等を配付し、予習の効率を高める工夫をしている。さらに紙媒体の資料配付に加えて、当専攻ウェブサイトの学内者専用ページを通じ、学外からも、いつでも授業関係資料を取得できるようにしている。この学内者専用ページは、担当教員による指示内容を掲示できる仕様となっており、関係資料の添付・掲載と併せて、予習、復習に関する留意事項（予習すべき教科書、参考書の該当ページの指示等）を学生に周知できるようにしている。また学生は、TKC社システムやLLIを通じ、判例等の法律文献資料へのアクセスが可能である。《別添資料2-2「平成26年度法曹専攻シラバス」》《別添資料3-2「法科大学院学内向け情報サイト」》参照【解釈指針3-2-1-6】

なお平成26年度開講科目は全てが定時開講であり、集中講義形態をとるものはない。【解釈指針3-2-1-7】

(3) 自学自習に対する支援体制

当専攻では、春A・Bモジュール、春Cモジュール、夏季休業期間+秋Aモジュールのそれぞれの授業期間の後の期末試験期間の翌週に、原則として正課科目の授

業を行わない期間（6月25日～7月1日、8月20日～8月22日、11月12日～11月18日）を設けている。ここでは、直前に行われた期末試験の講評会（成績評価には一切無関係の任意参加）を行い、さらに次の授業期間から開始される授業の予習の時間を確保している。《別添資料1－1「筑波大学法科大学院学修の手引H26年度版」》参照

当専攻では、録画された講義をストリーミング配信し、当該科目を履修する学生が自宅等のパソコンから指定サイト

(<http://pcs.lawschool.tsukuba.ac.jp/pcsweb/category-list.do>) にアクセスし、ID及びパスワードを入力すれば、いつでもこれを視聴できるようにしている。これにより学生に対し、授業を復習する機会を与えている。

専任教員については、「学修の手引」《別添資料1－1》16頁に、オフィスアワーとメールアドレスを掲載した上、両者を通じた学修上の相談や質問に隨時対応している。

さらに、学生の授業時間外の効果的な自習を可能とするべく、日曜・祝日を含め24時間利用できる当専攻専用の自習室を備えている。同室内では、無線LANも利用可能となっている。【解釈指針3－2－1－6】

### 3-3 履修科目登録単位数の上限

#### 基準3-3-1：重点基準

法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、原則として合計36単位が上限とされていること。

(基準3-3-1に係る状況)

履修登録する単位数の上限は、修業年限の別により、以下のとおりとしている。

##### ① 標準修業年限（法学未修者3年、法学既修者2年）の場合

各年度とも36単位である。これは第3年次も同様である。《別添資料2-5「ビジネス科学研究科の教育に関する細則」7条3項》《別添資料1-1「筑波大学法科大学院学修の手引H26年度版」5頁》参照【解釈指針3-3-1-2】

##### ② 長期履修（法学未修者4年、法学既修者3年）の場合

各年度とも27単位としている。《別添資料1-1「筑波大学法科大学院学修の手引H26年度版」5頁》参照【解釈指針3-3-1-4】

なお、原級留置となった場合の再履修対象科目については、前年度に成績評価が「D」または「F」であった科目、及び「C」であった科目のみに限定している。これら再履修科目の単位数も上記の年度ごとの履修上限単位数に算入される。また上記年度ごとの履修上限単位数には、筑波大学大学院学則第38条1項及び5項に基づき他の大学院で修得した単位を本学の単位として認定した単位数も含まれることから、基準4-2-1(1)アにしたがって認められる他の大学院での履修科目も、上記の制限内に含まれるとの解釈に従って運用することとしている（但し、現在のところそのような前例はない）。《別添資料1-1「筑波大学法科大学院学修の手引H26年度版」5頁》参照【解釈指針3-3-1-3】

## 2 特長及び課題等

### (1) 特長

- ・ 時間的制約の大きい有職社会人学生が実務に触れる機会を確保するため、法律事務所が併設されており、Web 上で利用可能な「日程管理システム」を活用し、フレックスタイム制の「リーガルクリニック」を実施している。
- ・ 学生の復習の便宜に供するため、授業録画をストーリーミング配信し、学生が自宅等のパソコンから当専攻ウェブサイトの学内者専用ページにアクセスすれば、いつでもこれを視聴できるようにし、復習の機会を与えていている。

### (2) 課題等

該当なし。

## 第4章 成績評価及び修了認定

### 1 基準ごとの分析

#### 4-1 成績評価

##### 基準4-1-1：重点基準

学修の成果に係る評価（以下「成績評価」という。）が、各授業科目において適切に設定された達成度に照らして、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次の各号を満たしていること。

- （1）成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- （2）当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置が講じられていること。
- （3）成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- （4）期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切に配慮されていること。
- （5）再試験又は追試験を実施する場合には、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう特に配慮されていること。

（基準4-1-1に係る状況）

##### （1）成績評価の基準

各科目の到達目標については、あらかじめシラバスに明示し、学生に周知されている。《別添資料4-1「ビジネス科学研究科における成績評価基準」》第2条参照）さらに「法科大学院共通的到達目標（コア・カリキュラム）第二次案」（以下「コア・カリキュラム」という。）の対象となっている科目のシラバス作成に当たっては、ミニマムスタンダードとしてのコア・カリキュラムを十分踏まえたものとするよう、専任教員はもちろんのこと、非常勤講師に対しても周知している。各科目の成績評価方法についても、シラバスを通じて、学生に事前に周知されている。《別添資料4-2「来年度シラバス作成のお願い」》《別添資料2-2「平成26年度法曹専攻シラバス」》

具体的な成績評価の全体的な基準は、次のとおりである。優秀と認められる者はA評価（80点以上）とし、その中でも特に優秀と認められる者はA+評価（90点以上）とする。良好な水準に達していると認められる者はB評価（70点以上80点未満）とし、一応の水準に達していると認められる者はC評価（60点以上70点未満）とする。そして、上記以外の者はD評価（60点未満（不合格））とする。なお成績素点80点以上の者が30%を超える場合には、高得点者から上位30%を目処に「A」とし、そのうち特に優れた者を「A+」とするが、後者の割合は10%を目処とする（ただし、必修科目以外の科目については、相当な理由がある場合には、教務委員会及び専攻教育会議の承認を得て、「A+」及び「A」の割合を変更できる）。なお、「法情報処理」については科目の特性からABC評価ではなく、合格「P」か不合格「F」の評価としている。《別添資料2-3「筑波大学大学院学則」36条》《別添資料4-1「ビジネ

ス科学研究科における成績評価基準」第5条及び第6条第2項》《別添資料1－1「筑波大学法科大学院学修の手引H26年度版」13頁以下》《別添資料4－3「平成25年度法曹専攻成績評価分布表」》参照

以上の成績評価の基準については、「学修の手引」を通じて学生に周知するとともに、必要に応じて各授業の初回等においても口頭で説明するなど、徹底を図っている。

#### 【解釈指針4－1－1－1】【解釈指針4－1－1－2】

##### (2) 成績評価基準の適切性確保の方策

当専攻では、上記の成績評価の基準に従った成績評価が行われることを確保するため、各科目担当教員から提出された「成績一覧表」(最終成績のみならず、履修者ごとの平常点、授業内小テスト得点、期末試験得点等の内訳が記載されたもの)の妥当性を成績評価委員会でチェックし、問題があれば、教務委員会にこれを提起する体制を採っており、当専攻が開設している全科目につき、これを実施している。

成績照会を希望する学生は、「成績評価に関する照会申請書」を所定の申請期間内に提出することによって、授業担当教員に対して成績評価の内容について説明を求めることができる。この照会に基づく授業担当教員の回答後もなお成績評価に納得が行かない場合は、担当教員による回答受領後1週間以内に「成績評価に関する不服申出書」を提出して不服の申立てをすることができる。この場合、専攻教育会議により、当該科目担当教員以外の3名の専任教員からなるアドホック委員会が設置される。アドホック委員会は、科目担当教員及び学生の双方に対しヒアリングを行った上、専攻教育会議に学生への回答を提案し、専攻教育会議で議決された回答を学生に伝えることとなる。これらの制度については、「筑波大学法科大学院学修の手引H26年度版」《別添資料1－1》14頁を通じて学生に周知されている。

成績評価の通知と併せて、必要な関連情報の提供をするために、学生が事務室において、全ての科目につき「採点基準」、「成績分布表」を閲覧できるようにしている。

また、期末試験終了後、専任教員の担当する必修科目については講評会を開催し、できる限り詳細な採点基準等に関する情報の開示に努めている。【解釈指針4－1－1－3】【解釈指針4－1－1－4】

##### (3) 追試験及び再試験

期末試験については、追試験と再試験の制度が設けられている。追試験の受験資格は、本試験を(1)病気により欠席した場合、(2)忌引き(3親等以内)により欠席した場合又は(3)授業担当教員が相当と認めて教務委員会に申し出があり、同委員会が追試験を認めるのを相当と判断した場合である。これらの要件の充足を厳格に確認するために、追試験願の提出にあたっては、医師による診断書等の添付書類の提出を求めている。追試験は本試験実施の翌日から2週間以内に実施する。

再試験の受験資格は、所定の必修科目(再試験対象科目)において、本試験の受験資格を有していたものの成績評価が「D」または「F」となった者である。この場合、本試験を受験したか放棄したかを問わない。追試験、再試験のいずれについても、その実施方法は該当科目の本試験に準ずることを原則とする。また、本試験受験者との

間に不公平を生じさせないために、いずれの試験も本試験と同一または類似の問題の出題は避けることとしている。《別添資料4－4「教務関係のお願い」》参照

追試験の成績評価は、本試験と同様「A+」、「A」、「B」、「C」、「D」の各評語により行っている。再試験の成績評価は合格（「C」若しくは「P」）又は不合格（「D」若しくは「F」）のいずれかのみとしている。いずれの試験においても、客観的かつ厳正な成績評価を確保するため、担当教員に「採点基準」の提出を義務付け、評定結果につき必ず成績評価委員会がチェックしている。【解釈指針4－1－1－5】

**基準 4－1－2**

一学年を終了するに当たって学修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下「進級制」という。）が原則として採用されていること。

（基準 4－1－2 に係る状況）

当専攻は進級制を採用し、以下の所要単位数及び GPA を共に満たさなければ進級できないこととしている。また、こうした進級制の内容については、原級留置の場合の取扱い（再履修すべき科目等）を含め、「筑波大学法科大学院学修の手引 H26 年度版」《別添資料 1－1》を通じて学生に周知されている。【解釈指針 4－1－2－1】

（1）所要単位数

平成 26 年度入学法学未修者の場合、

1 年次：履修年次を 1 年次とする必修科目 31 単位中 20《17》単位以上修得

2 年次：履修年次を 2 年次とする必修科目 27 単位中 17《11》単位以上修得

平成 26 年度入学法学既修者の場合、

履修年次を法学既修者 1 年次とする必修科目 28 単位中 17《11》単位以上修得

（注）いずれも《》内は長期履修の場合を示す。

（2）GPA

各年次における履修登録単位数のそれぞれについて、A+評価につき 4 点、A 評価につき 3 点、B 評価につき 2 点、C 評価につき 1 点、D 評価につき 0 点とし、1 単位当たりの平均成績値が 1.50 以上であることを要する。なお、長期履修学生に対しても、この要件は当然に適用される。履修登録した授業科目は、途中で履修放棄した科目も含め、すべて GPA の計算に入れることとしている。なお、合格（P 評価）・不合格（F 評価）のみの評価基準を用いている科目については、GPA の計算には算入されない。《別添資料 2－5 「ビジネス科学研究科の教育に関する細則」第 9 条第 3 項》《別添資料 4－1 「ビジネス科学研究科における成績評価基準」第 6 条第 2 項》《別添資料 1－1 「筑波大学法科大学院学修の手引 H26 年度版」 4 頁》参照【解釈指針 4－1－2－2】

## 4-2 修了認定及びその要件

### 基準4-2-1：重点基準

法科大学院の修了要件が、次の各号を満たしていること。

- (1) 3年（3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限）以上在籍し、93単位以上を修得していること。

この場合において、次に掲げる取扱いをすることができる。

- ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院（他の専攻を含む。）において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

- イ 教育上有益であるとの観点から、当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて30単位（アのただし書により30単位を超えてみなす単位を除く。）を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

また、上記に定めるところにより、当該法科大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を当該法科大学院において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により当該法科大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

- ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下「法学既修者」という。）に関して、1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、アとイによる単位と合わせて30単位（アのただし書により30単位を超えてみなす単位を除く。）を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。

ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

- (2) 次のアからカまでに定める授業科目につき、それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。

ただし、3年未満の在学期間での修了を認める場合には、当該法科大学院において、アからウまでに定める授業科目について合計18単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。

ア 公法系科目	8 单位
イ 民事系科目	24 单位
ウ 刑事系科目	10 单位

工 法律実務基礎科目	10単位
才 基礎法学・隣接科目	4単位
力 展開・先端科目	12単位

(3) 法律基本科目以外の科目の単位を、修了要件単位数の3分の1以上修得していること。ただし、基準2-1-5のただし書による単位数については、本号の修了要件単位数に算入しないことができる。

(基準4-2-1に係る状況)

#### (1) 修了要件単位数等

平成26年度入学生の場合、修了所要総単位は93単位であり、その内訳は以下(2)のとおりである。なお既述の進級要件同様、修了要件としても、修了所要総単位数の他、3年次履修科目のGPAが1.5以上であることを要求している。《別添資料1-1「筑波大学法科大学院学修の手引H26年度版」1頁以下》参照【解釈指針4-2-1-2】

##### ア 在学中に他大学院等において修得した単位の取扱い

筑波大学大学院学則第38条の規定に基づき、教育上有益と認めるときは、他大学との協議に基づき、他の大学院での授業科目の履修を許可された法学未修者が、当該大学院で履修した科目について修得した単位を、専攻教育会議及び研究科運営委員会の議を経て、10単位を超えない範囲で、当専攻における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。ただし、必修科目は単位認定の対象としない。なお、現在、基準4-2-1(1)アに該当する他大学との協定が存在しないため、これによる単位認定の例はない。

##### イ 入学前において他大学院等において修得した単位の取扱い

筑波大学大学院学則第39条の規定に基づき、法学未修者が入学前に他の大学院等において授業科目を履修し修得した単位については、専攻教育会議及び研究科運営委員会の議を経て、10単位を超えない範囲で、当専攻における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。ただし、必修科目は単位認定の対象としない。この単位認定については厳格な要件を定めており、学生に対しては「筑波大学法科大学院学修の手引H26年度版」《別添資料1-1》7頁及び新入生ガイドスにおいて事前に周知している。

なお、上記アと合わせた単位認定数の上限は20単位である《別添資料4-5「入学前既修得単位の取扱いに関する内規」第1条第3項》。

##### ウ 法学既修者の取扱い

平成26年度入試に合格した者で法学既修者としての認定を希望する者を対象に「法学既修者認定試験」を実施し、平成26年度から法学既修者を受け入れることとした。「筑波大学大学院学則」《別添資料2-3》44条の4第1項の規定に基づき、法学既修者として認定された者は、法律基本科目群の実定法基礎科目の38単位のうち未修

者1年次配当科目30単位を修得したものみなされる。なお筑波大学大学院学則第44条の4第2項により、法学既修者に対しては上記のア及びイに掲げられた取り扱いが認められないことは、「筑波大学法科大学院学修の手引H26年度版」《別添資料1-1》7頁を通じ、学生にも予め周知している。

## (2) 修了要件となる履修科目の内訳

修了要件として履修すべき科目の内訳は以下のとおりである。《別添資料2-1「ビジネス科学研究科各専攻が開設する授業科目、単位数及び履修方法等に関する内規」第7条》《別添資料1-1「筑波大学法科大学院学修の手引H26年度版」》参照【解釈指針4-2-1-1】

### ア 法律基本科目群

#### ① 公法系科目

公法系科目については、「憲法I-A」、「憲法I-B」、「憲法II」、「憲法III」、「行政法I」、「行政法II」（以上各2単位）、「行政法III-1」、「行政法III-2」、「憲法総合演習」、「行政法総合演習」（以上各1単位）の計16単位を履修すべきものとしている（法学既修者については以上のうち「憲法I-A」、「憲法I-B」、「憲法II」の計6単位を履修したものとみなされる。）。

#### ② 民事系科目

民事系科目については、「民法I」、「民法II」、「民法III」、「民法IV-1」、「民法IV-2」、「民法V」、「民法VI」、「民法VII」、「商法I」、「商法II」、「商法III」（以上各2単位）、「民事訴訟法I」（3単位）、「民事訴訟法II」、「民法総合演習」、「商法総合演習」、「民事訴訟法総合演習」、「民事法総合演習」（以上各1単位）、「民事法総合演習」（3単位）、計33単位を履修すべきものとしている（法学既修者については以上のうち「民法I」、「民法II」、「民法III」、「民法IV-1」、「民法IV-2」、「民法V」、「民法VI」、「民事訴訟法I」の計17単位を履修したものとみなされる。）。

#### ③ 刑事系科目

刑事系科目については、「刑法I」、「刑法II」、「刑法III」（以上2単位）、「刑事訴訟法I」（3単位）、「刑事訴訟法II」、「刑法総合演習I」、「刑法総合演習II」、「刑事訴訟法総合演習」（以上各1単位）、計13単位を履修すべきものとしている（法学既修者については以上のうち「刑法I」、「刑法II」、「刑事訴訟法I」の計7単位を履修したものとみなされる。）。

### イ 法律実務基礎科目群

- ① 法律実務基礎科目群の法務基礎科目にある必修科目3単位はすべて履修
- ② 法律実務基礎科目群の法務展開科目にある必修科目6単位はすべて履修
- ③ 法律実務基礎科目群の法務展開科目にある選択必修科目のうちから1単位以上を履修

④ 法律実務基礎科目群の法務臨床科目にある選択必修科目のうちから 4 単位以上を履修すべきものとしている。

ウ 基礎法学・隣接科目群

基礎法学・隣接科目群にある選択必修科目のうちから 4 単位以上を履修すべきものとしている。

エ 展開・先端科目群

展開・先端科目群にある選択必修科目のうちから 13 単位以上を履修すべきものとしている。

(3) 法律基本科目群以外の科目の割合

平成 26 年度入学生の修了所要単位数 93 単位のうち、法律基本科目群以外の科目の単位数の総計は 31 単位であり、これは修了要件単位数の 3 分の 1 である。

**基準 4－2－2**

修了の認定に必要な修得単位数は、102単位が上限とされていること。ただし、基準2－1－5のただし書による単位数については、102単位の上限を超えることができる。

(基準4－2－2に係る状況)

平成26年度入学生の修了の認定に必要な修得単位数は、93単位であり、基準を充たしている。《別添資料2－3「筑波大学大学院学則」第43条の3》《別添資料2－1「ビジネス科学研究科各専攻が開設する授業科目、単位数及び履修方法等に関する内規」第7条第2項第10号》参照

## 4 - 3 法学既修者の認定

### 基準 4 - 3 - 1

法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める（いわゆる法学既修者として認定する）に当たっては、適切に法律科目試験が実施されるとともに、その他の教育上適切な方法がとられていること。

（基準 4 - 3 - 1 に係る状況）

#### （1）法律科目試験の実施

当専攻では、平成 26 年度から法学既修者を受け入れることとし、平成 26 年度入試に合格した者で法学既修者としての認定を希望する者を対象に、「法学既修者認定試験」を実施した。この試験は、当専攻において必要とされる基礎的知識と基礎的論理力を判定することを目的とし、1 年次配当の法律基本科目（平成 26 年度入学法学未修者用カリキュラムに基づく）の全て、すなわち民事法（民法・民事訴訟法）、刑事法（刑法・刑事訴訟法）、公法（憲法）の各法分野における全範囲を出題範囲とし、出題形式は論述式とした。試験問題の作成に当たっては、出題・採点を担当する試験委員が集まり、当専攻 1 年次終了時の学力を踏まえて、試験問題の内容・難易度等が適切であるかを検討した。また既修者認定試験の合計点において合格点に達したとしても、1 科目でも最低合格ラインに達していない場合それだけで不合格とした。この試験に合格した者は、法学未修者 1 年次の必修の法律基本科目 30 単位の履修を一括免除された。また、上記「法学既修者認定試験」に出題された問題は、当専攻のウェブサイトへ

（<http://www.lawschool.tsukuba.ac.jp/entrance/pastexam/>）で公表されている。平成 27 年度入学者選抜試験以降実施予定の既修者コース試験も、この「法学既修者認定試験」に準じて行う予定である。《別添資料 4 - 6 「筑波大学法科大学院法学既修者認定試験 試験問題」》《別添資料 4 - 7 「平成 27 年度筑波大学ビジネス科学研究科法曹専攻（専門職学位課程）社会人学生募集要項」》【解釈指針 4 - 3 - 1 - 1】【解釈指針 4 - 3 - 1 - 2】【解釈指針 4 - 3 - 1 - 3】

なお、自校（筑波大学）出身者に対して優先枠を設ける等の特別措置はとっておらず、出題及び採点において、公平性が保たれている。また、法学既修者としての認定を行うにあたって、外部の機関が実施する法律科目試験の結果は考慮していない。《別添資料 4 - 7 「平成 27 年度筑波大学ビジネス科学研究科法曹専攻（専門職学位課程）社会人学生募集要項」》【解釈指針 4 - 3 - 1 - 4】【解釈指針 4 - 3 - 1 - 5】

以上により、既修者選抜試験における公平性、開放性、多様性を確保している。

#### （2）履修免除及び在学期間の短縮

法学既修者が履修免除される法律基本科目は、「憲法 I - A（人権）」、「憲法 I - B（人権）」、「憲法 II（統治）」、「民法 I（総則・物権総論）」、「民法 II（担保物権）」、

「民法Ⅲ（債権総論）」、「民法IV－1（契約法）」、「民法IV－2（契約法）」、「民法V（不法行為・不当利得法）」、「民法VI（家族法）」、「民事訴訟法I」、「刑法I（総論）」、「刑法II（各論）」、「刑事訴訟法I」（計30単位）である。これらは、法律科目試験の対象となった分野に対応する授業科目に限られている。この認定は、法学未修者1年次に配当される必修の法律基本科目すべての単位を一括して免除する方法で行われている。これにより、1年間の在学期間の短縮が可能となる。《別添資料1－1「筑波大学法科大学院学修の手引 H26年度版」》参照【解釈指針4－3－1－2】【解釈指針4－3－1－3】【解釈指針4－3－1－6】

## 2 特長及び課題等

### (1) 特長

- ・ 不服の申し出手続までを具備した、詳細な成績照会制度を設けることによって、成績評価について説明を希望する学生に対して、万全な配慮を行っている。

### (2) 課題等

該当なし。

## 第5章 教育内容等の改善措置

### 1 基準ごとの分析

#### 5-1 教育内容等の改善措置

##### 基準5-1-1

教育の内容及び方法の改善を図るために研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

(基準5-1-1に係る状況)

##### (1) FD委員会

当専攻においては、専攻長を委員長とし、専任教員全員を構成員とするFD委員会を設置している。また、委員会活動の実効性を高めるため、FD企画運営委員会を設け、当専攻におけるFD活動の方向性につき提案を行い、実施するとともに、FD委員会の下、専門分野ごとに公法系科目部会、民事系科目部会、刑事系科目部会及び実務系科目部会の4部会を設け、各分野の委員間（例えば研究者教員と実務家教員間）の情報や意見の交換を促進している。FD委員会における教育内容等の改善の実効性を高めるため、議題に応じて、各部会の授業に関する非常勤講師、チューター等にも各部会への出席を依頼し、教育内容の質的向上を図るように努めている。平成25年度においては、各部会の会合のほか、4月10日、7月10日、9月11日及び10月9日の計4回、FD委員会（全体）会議が開催されている。《別添資料5-1「平成26年度ビジネス科学研究科法曹専攻（法科大学院）管理運営組織について」》《別添資料2-9「平成25年度FD委員会〔各部会含む〕議事要旨」【解釈指針5-1-1-4】

委員長 大塚章男教授（法曹専攻長）

FD企画運営委員会（委員長：森田憲右教授）

公法系科目部会（代表：大石和彦教授）

民事系科目部会（代表：北秀昭教授）

刑事系科目部会（代表：森田憲右教授）

実務系科目部会（代表：植草宏一教授）

FD委員会による、これまでの主な取組としては、以下が挙げられる。【解釈指針5-1-1-1】【解釈指針5-1-1-2】【解釈指針5-1-1-3】

- ① 授業評価アンケート及びそれに対する教員所見に関する各部会での討論を通じた問題意識の共有化と改善点に関する意見交換、授業へのフィードバック
- ② 1年次の実定法基礎科目と2年次以降の実定法発展科目及び法律実務基礎科目との教育内容の有機的連関を高めることを目的とした討議（例えば、授業対象内容や

使用教材等のすりあわせ等)

- ③ 授業時間外の学修支援手段であるチューターゼミと正課授業との間の整合性等を図ることを目的とした、チューターと専任教員とが参加するチューター会議における意見交換
- ④ カリキュラム全体の体系性・完結性等を図ることを目的とした非常勤講師等との教育内容及び教育方法に関する討議

なお、当専攻専任教員 12 名のうち、最近 2 か年度以内に当専攻に着任した教員が 5 名を占めているため、教員間の情報やノウハウの交換や共有がとりわけ求められる時期にある。そこで、当専攻としては例年より頻繁に教員間の情報の交換の機会をもっている。

## (2) 各種の方策

### ① 授業アンケート

各科目授業の最終回、全科目につき学生による授業評価アンケートを実施し、その結果を分析して教育の内容及び方法の改善に役立てている。学生による公正かつ正確な評価を得るために、学生による授業評価アンケートは教員による監視のない場所で記入し、かつ、無記名で提出できるよう配慮されている。アンケート用紙「授業評価調査票」には合計 14 の項目を設け、それぞれについて 4 段階の評価を記入可能にするとともに、自由記載欄も設け、学生による多様な意見をできるかぎり正確に反映するよう工夫している。回収されたアンケートは科目ごとに集計結果をまとめた一覧表が作成される。この一覧表は各担当教員に配布されており、各教員がそれぞれの教育内容及び教育方法の自己点検を実施し、その結果を教員所見としてまとめ、提出することが義務付けてられている。各教員において個別に改善可能な点については迅速に対処している。さらに、アンケート集計結果及び教員所見は FD 委員会等で回覧資料とされ、教育内容及び教育方法の具体的改善に対する討議の基礎資料として活用されている。また、アンケート集計結果をまとめたファイルが、校舎 5 階当専攻事務室に常置され、学生を含む学内者は、5 階事務室開室時間中はいつでも閲覧できる状態に置かれている(「筑波大学法科大学院学修の手引 H26 年度版」《別添資料 1 - 1》)。なお最近 5 か年度の各科目配当年次別アンケート回収率は下表のとおりであり、比較的高率を維持しているということができる。《別添資料 5 - 2 「授業評価調査票」》《別添資料 5 - 3 「平成 25 年度授業評価アンケート集計結果」》参照【解釈指針 5 - 1 - 1 - 2】

授業アンケート回収率（小数第 3 位以下は四捨五入）

年度	1年次配当科目	2年次配当科目	3年次配当科目
平成21年度	88.00%	91.36%	78.07%
平成22年度	85.09%	87.03%	85.22%
平成23年度	78.59%	74.50%	86.09%
平成24年度	84.65%	77.35%	82.81%
平成25年度	85.38%	78.92%	88.23%

## ② 授業参観

FD活動の一環として、当専攻では、教員間での授業参観を行っている。研究者教員と実務家教員の相互理解の促進と、両者の緊密な連携を目的として、基本的には、研究者教員は実務家教員の授業を、実務家教員は研究者教員の授業を参観している。

なお、授業参観の成果を、当専攻教員全体の教育内容及び教育方法の改善に確実につなげていくために、授業参観後、参観者は「参観報告書」を提出することとなっている。この報告書をFD委員会等の討議の基礎資料として活用することなどを通じて、教育の質の改善に向けた取組を行うように努めている。【解釈指針5-1-1-2】【解釈指針5-1-1-3】

## ③ 意見箱

校舎3階レポート提出コーナーに、意見箱を設置し、授業アンケートでは拾い上げることができない学生からの意見を求めている。これについては、学生には「筑波大学法科大学院学修の手引H26年度版」《別添資料1-1》17頁及び掲示で周知している。投書された意見に対しては、改善の可否の検討を含め、適切に対応している。

## ④ 外部セミナーへの参加

実務家教員・研究者教員のいずれについても、日弁連や法科大学院協会等が主催するシンポジウム、セミナー等の教育方法の改善を図るために研修会等への積極的な参加を求めている。これらへの参加によって得られた知見はFD委員会等で報告され、授業方法の改善等に役立てている。【解釈指針5-1-1-2】

## 2 特長及び課題等

### (1) 特長

- ・ アンケート結果について全面的に学生に開示するとともに、教員所見作成の義務化及びそれを議題としたFD委員会の討議を通じて、教育内容及び方法の改善を図っている。

### (2) 課題等

- ・ 現下当専攻には、着任後間もない教員が多いため、教員間の情報・ノウハウの交換・共有が強く求められており、FD活動を通してこれを充実させる必要がある。

## 第6章 入学者選抜等

### 1 基準ごとの分析

#### 6-1 入学者受入

##### 基準6-1-1

法科大学院は、公平性、開放性及び多様性の確保を前提として、各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定し、公表していること。また、入学志願者に対して、これとともに必要な情報を事前に周知するよう努めていること。

（基準6-1-1に係る状況）

##### （1）入学者受入方針

当専攻は、教育の理念及び目的に照らして、以下のとおり、アドミッション・ポリシーを設定し、当専攻の公式ウェブサイト  
(<http://www.lawschool.tsukuba.ac.jp/entrance/>) 《別添資料6-1「筑波大学法科大学院ウェブサイト（アドミッションポリシー）」》を通じ公表している。

「筑波大学大学院（ビジネス科学研究科企業法学専攻）におけるこれまでの社会人教育の経験から、多くの社会人が法曹資格を取得できる機会を強く求めていることを実感しています。働きながら良質の法学教育を受けて法曹資格を取得できるならば、キャリア転換を目指すであろう社会人は、今後ますます増加することが予想されます。筑波大学法科大学院は、多様なキャリアをもった法曹人の養成、そして社会人のキャリア転換志望という社会的需要に応えることで、大学院における社会人教育に先鞭をつけてきた筑波大学としての社会的責務を果たしたいと思います。

筑波大学法科大学院は、多くの方がチャンスを得られるように、多様で公正な選抜方法によって、高い資質を有し、志高く、熱意ある社会人を迎えることを基本方針として、高い研究・教育能力を備えた教員がより一層切磋琢磨して、少人数教育で良質な授業を行い、善き法曹人の養成を目指します。」

##### 「アドミッションポリシー

上記の教育理念及び目的を前提に、以下のような学生を受け入れることを基本方針とします。

社会人としての実務経験等を有する者であって、法的な問題を発見し、理論的に分析する能力を獲得することによって、将来、すでに獲得した知識・経験・技能と法的な知識・技能とを結びつけて、リーガル・サービスを提供しようと希望する者。」

入学者選抜における公平性、開放性及び多様性は、当専攻のアドミッション・ポリシー自体の中に宣言されている。当専攻のアドミッション・ポリシー及び入学志願者

に必要な情報（【解釈指針 6-1-1-1】にいう「解釈指針 1-1-2-1-1 に定める事項」に該当する情報）については、当専攻公式ウェブサイト上で公表しているほか、学生募集要項、入試説明会その他の行事（下記の表のとおり）等で広く公表している。《別添資料 4-7 「平成 27 年度筑波大学ビジネス科学研究科法曹専攻（専門職学位課程）社会人学生募集要項」》【解釈指針 6-1-1-1】

なお、平成 27 年度入学者選抜においては、夜間社会人法科大学院に対する多様なニーズに応えるために、また、より多様な人材を確保するために、法学既修者を対象とする修業年限 2 年課程（以下「法学既修者コース」という。）への学生の受け入れがすでに決定され、公表されている。《別添資料 4-7 「平成 27 年度筑波大学ビジネス科学研究科法曹専攻（専門職学位課程）社会人学生募集要項」》

## （2）大学院説明会その他の行事の開催状況

### ① 大学院説明会

開催日	曜	時間	場所	参加者数
平成 21 年 7 月 12 日	日曜日	14:00～17:00	本学東京キャンパス 501 講義室	165 名
平成 22 年 7 月 17 日	土曜日	14:00～17:00	秋葉原ダビデルコンベンションホール	106 名
平成 23 年 7 月 3 日	日曜日	14:00～17:00	秋葉原ダビデルコンベンションホール	100 名
平成 24 年 7 月 8 日	日曜日	14:00～17:00	本学東京キャンパス 134 講義室	102 名
平成 25 年 7 月 7 日	日曜日	13:00～17:00	本学東京キャンパス 134 講義室	58 名
平成 26 年 4 月 20 日	日曜日	13:00～16:30	本学東京キャンパス 134 講義室	38 名

### ② 個別相談会

開催日	曜	時間	場所	参加者数
平成 25 年 8 月 17 日	土曜日	12:00～14:00	本学東京キャンパス 5 階 3 室	13 名
平成 26 年 1 月 5 日	日曜日	13:00～16:00	本学東京キャンパス 5 階 3 室	6 名
平成 26 年 4 月 20 日	日曜日	16:30～17:00	本学東京キャンパス 4 階 3 室	7 名

### ③ 合格者座談会

開催日	曜	時間	場所	参加者数
平成 25 年 8 月 17 日	土曜日	14:00～15:30	本学東京キャンパス 120 室	30 名

### ④ 模擬授業

開催日	曜	時間	場所	参加者数
平成 25 年 8 月 17 日	土曜日	15:30～16:30	本学東京キャンパス 120 室	20 名

**基準 6－1－2**

法科大学院には、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務（法学既修者の認定に係る業務を含む。）を行うための責任ある体制が整備されていること。

（基準 6－1－2 に係る状況）

入学者受け入れに係る業務を行うために、当専攻には 5 名の専任教員によって構成される「入試委員会」が設置され、入学者選抜に係る種々の業務を所掌している。入試委員会は、当専攻のアドミッション・ポリシーに従い、入学試験に関する出題委員及び入試実施委員の選定、入学者選抜の日程等の決定、募集要項の具体的策定、筆記・口述試験問題の作成及び採点に係る基本方針の決定、入学者選抜の実施体制に関する決定及び実施、その他入学者選抜に関する各種の決定及び実施を行うとともに、合格者決定の原案を作成している。また、入試委員会は、大学院説明会等の開催（前記「基準 6－1－1 に係る状況」記載のとおり）その他入試に関する重要な広報活動を担当している。《別添資料 5－1 「平成 26 年度ビジネス科学研究科法曹専攻（法科大学院）管理運営組織について」》参照

入学者選抜に関する重要な決定及び合格者決定等、入学者受け入れに関する重要事項については、当専攻のすべての専任教員で構成される専攻教育会議に諮り、そこでの決議を経て決定している。

なお、平成 26 年度入学者選抜における合格者に対して実施された法学既修者認定試験において、法律科目論文試験が実施されたが、この実施においては 6 人の専任教員で構成される「法学既修者認定試験実施委員会」が主体となって実施方針等が検討され、これが専攻教育会議で了承され実施されたものである。もとより、法学既修者認定試験実施委員会は、試験問題の出題方式・水準等の検討を入念に行った上で出題・採点を実施し、既修者認定に関する原案を作成し、専攻教育会議でこれを審議・決定している。平成 27 年度入学者選抜において実施が予定されている法学既修者コースの選抜試験（概要是後記「基準 6－1－4 に係る状況」記載のとおりである。）については、法学未修者コースとともに、入試委員会がこの選抜業務を所掌すること、また上記法学既修者認定試験の実施方針等を踏襲することがすでに決定されている。

**基準 6－1－3**

各法科大学院のアドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜における公平性及び開放性が確保されていること。

(基準 6－1－3 に係る状況)

**(1) 当専攻の社会的使命とアドミッション・ポリシーに基づいた入学者選抜方式**

当専攻は、「基準 6－1－1 に係る状況」で前述したとおり、多様なキャリアを有する法曹人の養成という社会的要請に応えることを目的とし、実務経験等を有する社会人を広く受け入れることを当専攻のアドミッション・ポリシーとしており、このポリシーに基づき公平性と開放性を確保しつつ、入学者選抜を実施している。

**(2) 入学者選抜における公平性及び開放性の確保**

当専攻においては、入学者選抜における公平性、開放性は十分に確保されている。

まず、平成 22 年度から平成 26 年度までのいずれの年度の合格者についても、その 90% 以上は、現役の会社員、公務員、医師、教員、弁理士等の社会人であり、多様な職種にわたっている。また、その出身学部も、法学部以外の学部出身者の割合が高く、年度によっては過半数を占めている。

さらに、出身大学も、全体として広い範囲の大学にわたっている。自校（筑波大学）出身者については、優先枠を設ける等の何らの優遇措置をとっていない。実際に、入学者に占める自校出身者はごくわずかである。【解釈指針 6－1－3－1（1）】

当専攻では、入学者に対して法科大学院への寄付等の募集は、一切行っていない。

**【解釈指針 6－1－3－1（2）】**

身体に障がい等のある入学志願者の受験機会の確保については、特別な措置を受験の際に用意がある旨を「筑波大学ビジネス科学研究科法曹専攻（専門職学位課程）社会人学生募集要項」に明記するとともに、受験に先立って本人と相談を行い、本人の希望及び障がい等の程度に応じて種々の配慮を行えるようにしている。【解釈指針 6－1－3－1（3）】

なお、平成 22 年度から平成 26 年度までの当専攻の入学者選抜試験結果の概要及び合格者の内訳（性別、平均年齢、職種、出身学部）は、以下のとおりである。

区分	合格者数	性別		平均年齢
		男性	女性	
平成 22 年度	45	31	14	約 35 歳
平成 23 年度	39	31	8	約 40 歳
平成 24 年度	47	38	9	約 35 歳
平成 25 年度	39	27	12	約 38 歳
平成 26 年度	47	40	7	約 40 歳

区分	職種別					
	会社員	公務員等	医師	教員	弁理士	その他
平成 22 年度	27	14	0	0	2	1
平成 23 年度	19	11	3	0	2	4
平成 24 年度	31	12	1	0	2	1
平成 25 年度	26	7	1	2	0	3
平成 26 年度	38	7	1	0	0	1

区分	学部別	
	法学部	非法学部
平成 22 年度	27	18
平成 23 年度	16	23
平成 24 年度	24	23
平成 25 年度	21	18
平成 26 年度	14	33

**基準 6－1－4：重点基準**

**入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。**

(基準 6－1－4 に係る状況)

**(1) 募集要項の概要**

平成 27 年度「筑波大学ビジネス科学研究科法曹専攻（専門職学位課程）社会人学生募集要項」の概要は以下のとおりである。

**(a) 出願資格**

出願資格は、学校教育法第 83 条に規定する大学を卒業した者のほか一定の学歴を有する者（学歴要件）であって、現在社会人である者又は社会人経験を有する者（職歴要件）である。

上記の学歴要件及び職歴要件のいずれか、又は両方の要件の充足について疑いのある者は、当専攻において出願資格審査を行い、学歴要件については、日本国内の 4 年制大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者かどうか、また、職歴要件については、上記「社会人」に準じる者かどうか、例えば、アルバイト・パートタイムで働く被用者の場合には労働実態があるかどうか等を審査したうえで、出願資格の有無を決定し通知している。

**(b) 選抜方法**

平成 26 年度入学候補者の選抜は、法学未修者を対象として、以下のとおり行ってきた。

**① 第 1 段階選抜：書類審査**

出願書類の審査により、合格者の約 80% を適性試験の結果を用いて選抜し、合格者の約 20% は、適性試験の点数と提出書類の総合評価によって選抜している。

適性試験の点数は、平成 24 年度入学者選抜試験からは、「法科大学院全国統一適性試験」のスコア（総合得点）によることとしている。後者 20% の総合評価による選抜は、入学候補者の適性試験の成績のほかに、出願の提出書類に記載された、大学学部での成績、顕著な語学資格、各種資格、志願者の社会人経験と本学・法曹志望理由との関係などを総合評価して選抜するものである。この評価に当たって、旧司法試験の短答式試験や論文式試験、法学に関する一定の学力を必要とする各種資格試験の合格実績は、一切考慮していない。【解釈指針 6－1－4－1】

**② 第 2 段階選抜 1 次試験：筆記試験（第 1 段階選抜合格者のみ対象）**

筆記試験（論文）の点数と適性試験の点数の比率を『2 対 1』として第 2 段階選抜 1 次試験の合格者を決定している。なお、筆記試験は、読解力、論理的思考力、分析力、論述能力を適確に評価できる問題を出題している。出題に当たって、法律の専門知識を問うことはしていない。【解釈指針 6－1－4－1】

③ 第2段階選抜2次試験：口述試験（第2段階選抜1次試験合格者のみ対象）

口述試験では、2名の教員による個別面接を実施し、法曹になるための資質、高い志、熱意があるか等を評価する。その上で、口述試験の評価と第2段階選抜1次試験の評価を総合的に考慮して合否（最終合格者）を決定している。【解釈指針6-1-4-1】

なお、平成27年度入学者選抜において実施される法学既修者コースの選抜方法であるが、第1段階選抜合格者に対して第2段階選抜1次試験（筆記試験）として法律科目論文試験を実施し、必要とされる法学の基礎的な学識を有する者と認められるか否かを判定する。筆記試験（法律科目論文試験）の点数と適性試験の点数の比率は『3対1』として第2段階選抜1次試験の合格者を決定する。この試験対象科目、配点割合等については「筑波大学ビジネス科学研究科法曹専攻（専門職学位課程）社会人学生募集要項」において公表済みである（法学既修者コースの筆記試験の実施方針は基準4-3-1（1）で前述の法学既修者認定試験のそれとほぼ同じである）。この第2段階選抜1次試験の合格者に対し第2段階選抜2次試験（口述試験）を課し、最終合格者を決定することは未修者コースと同じである。

（2）選抜方式における適確性及び客観性の確保

第1段階選抜（書類審査）における適性試験のみによる選抜と書類審査との総合評価による選抜の選抜比率、第2段階選抜1次試験（筆記試験）における筆記試験と適性試験の評価比率などを事前に公表するとともに筆記試験（法学未修者対象）における各問題の配点を試験問題上で明記するなどして、適確かつ客観的に評価する方策を講じている。

また、筆記試験（法学未修者対象）においては、試験問題上に法律学の知識を問うものでない旨を明記して、その知識の記述は採点に影響しないことを注意喚起するとともに、口述試験についても、法律学の知識について述べたことを採点にあたって考慮しないよう、担当する教員全員に事前に周知している。【解釈指針6-1-4-1】

入学者選抜過程の公正さを確保するため、入学志願者と直接面談する口述試験を担当する教員が、受験生と3親等内の親族関係にある場合、あるいは受験生となんらかの関係を有する場合には、当該受験生の口述試験を回避することを、専攻教育会議の申し合わせ事項として確認している。【解釈指針6-1-4-1】

さらに、当専攻においては、平成25年度入試から、入学者の質の保証を担保するために、適性試験の総受験者の下位から一定割合の人数を目安として入学最低基準点を設定している。すなわち、「平成27年度筑波大学ビジネス科学研究科法曹専攻（専門職学位課程）社会人学生募集要項」3頁及び6頁には、「本大学院に出願するためには、『2014年法科大学院全国統一適性試験』（以下「適性試験」という。）を受験していなければなりません。」、「適性試験のスコア（総合得点）が、本大学院の設定する入学最低基準点（適性試験の総受験者の下位から15%以内）に満たない者は、不合格とします。」と明記し、下位15%に満たない者が入学することのないようにしている。【解釈指針6-1-4-2】

なお、平成27年度入学者選抜における法学既修者コースの選抜試験にあっても、

下位 15%の入学最低基準点の設定をはじめとした上記の各措置を踏襲し、適確性及び客觀性を確保することが、すでに決定されている。《別添資料 4－7 「平成 27 年度 筑波大学ビジネス科学研究科法曹専攻（専門職学位課程）社会人学生募集要項」 3 頁 及び 6 頁》 参照

**基準 6－1－5**

入学者選抜に当たっては、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

(基準 6－1－5 に係る状況)

**(1) 当専攻の法科大学院としての特性と「社会人」の定義**

当専攻は、有職社会人を対象とした夜間社会人法科大学院であり、そのような法科大学院としての特性から、当専攻の出願資格において、多様な知識又は経験を有する「社会人」であることを求めている。「多様な知識又は経験を有する者」の要件について、当専攻の出願資格としての「社会人」とは、フルタイムで働く被用者である者・被用者であった者又は一定の資格（弁理士、税理士、公認会計士など）に基づいて事務所を経営している者・経営していた者、あるいは自営業を営んでいる者・営んでいた者を指しており、この出願資格の意義については、毎年度、「筑波大学ビジネス科学研究科法曹専攻（専門職学位課程）社会人学生募集要項」や公式ウェブサイト等において公表している。なお、大学等の在学生についても、当専攻入学時に社会人となる見込みの者は、社会人に準ずるものとして出願資格を付与している。

また選抜の過程においても、第1段階選抜（書類審査）や第2段階選抜2次試験（口述試験）において、顕著な語学資格、各種資格、志願者の社会人経験と本学・法曹志望理由との関係などにおいて、多様な実務経験及び社会経験等の有無を評価している。《別添資料 4－7 「平成 27 年度筑波大学ビジネス科学研究科法曹専攻（専門職学位課程）社会人学生募集要項」》参照【解釈指針 6－1－5－1（1）】【解釈指針 6－1－3－1（2）】

**(2) 入学者の実状**

当専攻の入学者の内訳（性別、平均年齢、職種、出身学部）は、下記の表のとおりである。入学者はすべて実務等の経験を有する者であり、その職種は、会社員、国家・地方公務員、医師、教員、弁理士等多岐にわたっている。さらに、入学者全体に占める法学部以外の学部出身者の割合は高く、年度によっては過半数を占めている。【解釈指針 6－1－5－1（3）】

[入学者の内訳]（平成 26 年 5 月 1 日現在）

区分	入学者数	性別		平均年齢
		男性	女性	
平成 22 年度	36	26	10	約 36 歳
平成 23 年度	36	30	6	約 40 歳
平成 24 年度	35	28	7	約 36 歳
平成 25 年度	27	19	8	約 38 歳
平成 26 年度	37	30	7	約 39 歳

区分	職種別					
	会社員	公務員等	医師	教員	弁理士	その他
平成 22 年度	20	12	0	2	2	2
平成 23 年度	18	11	2	2	2	3
平成 24 年度	22	10	1	0	2	0
平成 25 年度	17	5	0	2	0	3
平成 26 年度	28	7	1	0	0	1

区分	学部別	
	法学部	非法学部
平成 22 年度	23	13
平成 23 年度	17	19
平成 24 年度	17	18
平成 25 年度	14	13
平成 26 年度	11	26

## 6－2 収容定員及び在籍者数等

### 基準 6－2－1

法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回ることのないよう努めていること。また、在籍者数が収容定員を上回った場合には、この状態が恒常的なものとならないための措置が講じられていること。

(基準 6－2－1 に係る状況)

当専攻の収容定員は、平成 21 年度までは入学定員が 40 名だったため 120 名であった。平成 22 年度からは、入学定員が 36 名になったことにより、平成 24 年度以降の収容定員は 108 名となった（なお、入学定員の変更により、平成 22 年度の収容定員は 116 名、平成 23 年度の収容定員は 112 名であった。）。

これに対し、年次別の在籍者数の推移状況は、別添「様式 2」（学生数の状況）のうち「在学者数の状況」記載のとおりであり（原級留置者及び休学者が含まれる。）、平成 26 年度の在籍者数は、1 年次 53 名、2 年次 41 名、3 年次 38 名の総数 132 名となっている。

#### 【解釈指針 6－2－1－1】

在籍者数が収容定員を上回る状況にある理由は、主として、開学当初から有していた事情であるが、有職の夜間社会人大学院生に特有の事情、すなわち、在籍中に勤務先から海外赴任や配置転換を命じられる等の勤務上の都合から休学する者が多いという事情による。この点に関しては、職務命令等を理由とする休学はこれを認めざるを得ないものであり、また、休学・復学に際しては、必ず学生委員が面接指導を通じて学生の事情を把握し、休学すべき事情があるか否かを確認し、学修指導も行っている。なお、平日夜間及び土曜日開講といった当専攻の特性をウェブサイトや大学院説明会等で説明し、また入学者選抜においては、口述試験の段階で、平日夜間及び土曜日の通学の可能性について必ず質問するようにしている。

なお、入試合格者数の決定に当たっては、在籍中の学生に休学者が多いことも考慮しつつ、いずれの授業科目についても、同時に授業を行う学生数は、適切な規模に維持されるよう努めている（現に適切な規模にとどめられている点については「基準 3－1－1 に係る状況」で述べたとおりである。）。（（様式 2）「学生数の状況」）

**基準 6－2－2**

**入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないよう努めていること。**

(基準 6－2－2 に係る状況)

当専攻は、毎年、入学定員数を踏まえ、一定の入学辞退者数を見込んで合格者数を決定することにより、入学者数が所定の入学定員と乖離しないよう努めている。その結果として、平成 25 年度の入学者数は入学定員数をいくぶん割り込んだが、同年度以外は入学定員数とほぼ合致した入学者数となっている。

また、所定の入学定員を割り込まないための取組として、平成 26 年度の入学者選抜において初めて追加募集を行い、本募集と同じ方式の入学者選抜試験を実施して、より多くの受験の機会を提供した。この取組の結果、平成 26 年度の入学者数は 37 名となり、入学定員との乖離は生じなかった。《(様式 2)「学生数の状況」》《別添資料 4－7 「第 2 次平成 26 年度筑波大学ビジネス科学研究科法曹専攻（専門職学位課程）社会人学生募集要項」》参照

**基準 6－2－3：重点基準**

在籍者数、入学者選抜における競争倍率、専任教員数、修了者の進路及び活動状況等を総合的に考慮し、入学定員の見直しを含む入学者選抜の改善への取組が適宜行われていること。

(基準 6－2－3 に係る状況)

当専攻の学生の在籍者数及び専任教員数は、別紙様式のとおりであり（「様式 2」（学生数の状況）、「様式 3」（教員一覧、教員分類別内訳）、「様式 4」（科目別専任教員数一覧）参照）、入学定員に見合った質の高い教員を確保できている。また、過去 5 年間の入学者選抜における競争倍率は、平成 22 年度 4.80 倍、平成 23 年度 4.00 倍、平成 24 年度 2.93 倍、平成 25 年度 2.30 倍、平成 26 年度 1.55 倍となっており、低下傾向が見られるものの、そのために質の高い入学者を確保できないという状況にはない。また、過去 5 年間の司法試験の合格率は、先に「基準 1－1－2 に係る状況」に述べたとおりであり、全国平均合格率には及ばないものの、ほぼ平均の半分程度で推移している。有職社会人であるため、司法試験受験期間においても、勤務先から休暇をとって受験するなどやり繰りをしながら受験準備をし受験に臨んでいることに鑑みると立派な結果であると積極的に評価している。

当専攻においては、教育の質の向上を図るため、それまで 40 名であった入学定員を平成 22 年度から 36 名に減員した。また、「基準 6－1－2 に係る状況」及び「基準 6－1－4 に係る状況」で前述のとおり、平成 27 年度入学者選抜より法学既修者コースを設けてこれを実施するための準備が進められており、より多様かつ質の高い入学者を確保するための取組が行われている。

今後の取組についても、専攻教育会議及び入試委員会において種々の議論を行っている。その検証の 1 つとして、入学者選抜試験の成績、当専攻における GPA 及び司法試験の合格との間にみられる相関関係の調査を実施し、この調査結果をもとに、専攻教育会議及び入試委員会において、より質の高い入学者の確保に適した選抜方法を議論している。とりわけ、有職社会人向けに夜間開講を行っている当専攻は、「他の分野を学んだ者や、社会人等としての経験を積んだ者などを幅広く受け入れ、多様なバックグラウンドを有する法曹を輩出していく」という当専攻の理念を今後も実現するために、入学定員のさらなる見直しを含む入学者選抜の在り方について、その改善に向けた適切かつ効果的な取組を継続する予定である。

## 2 特長及び課題等

### (1) 特長

- 当専攻の入学者の内訳（平均年齢、職種、出身学部）から明らかにおり、入学者はすべて社会人経験を有する者であり、その職種は、会社員、国家・地方公務員、医師、教員、弁理士等多岐にわたっている。さらに、入学者全体に占める法学部以外の学部出身者の割合は、多くの年度において、法学部出身者の割合を上回っている。このように当専攻は夜間社会人法科大学院としてのアドミッション・ポリシーを忠実に実践している。

### (2) 課題等

該当なし。

## 第7章 学生の支援体制

### 1 基準ごとの分析

#### 7-1 学習支援

##### 基準7-1-1

各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、学生が課程の履修に専念して教育課程上の成果を上げることができるように、学習支援の体制が十分に整備されていること。

(基準7-1-1に係る状況)

##### (1) 全学生を対象とした取組

当専攻の学生の多くは法学未修者であるため、入学予定者がスムーズに入学後の授業に適応できるように、事前に読んでおくことを薦める入門書を文書で紹介している。また入学前の1月下旬から2月にかけて、7法科目（憲法、民法、刑法、商法、行政法、民事訴訟法、刑事訴訟法）の概要や学習の仕方について短時間の説明会を行っている。ただし入学前であることを考慮して学生の出席は任意としている。

《別添資料7-1「ビジネス科学研究科法曹専攻（法科大学院）合格者ガイダンス案内」》

さらに入学式直後に新入生ガイダンスを行っている。このガイダンスにおいては、専攻長から教育理念や目的について説明を行い、教務委員長からは、「学修の手引」などの配付資料に関し説明を行っている。それとともに、担当の教員・職員が履修手続きや自習室、資料室、図書館等の施設、TKCやLLI等のデータベース等の使い方などについて説明を行っている。《別添資料7-2「平成26年度筑波大学東京キャンパス大学院入学式・オリエンテーション日程表、入学式配付物一覧」》

さらに、条文や判例の読み方といった、法学学修上の基礎技法を純粹未修者に早期に習得させ、無理なく法学学修へと導入するため「法学入門」を新設した。

また既述したように、授業の復習のため、録画された講義をストリーミング配信し、学生が自宅等のパソコンから当専攻ウェブサイトの学内者専用ページにアクセスすれば、いつでもこれを視聴できるようにしている。【解釈指針7-1-1-1】

【解釈指針7-1-1-2】

##### (2) 個別相談・助言体制

各教員は、毎回の授業終了後、学生からの質問に丁寧に答えるようにしている。また、全専任教員は、授業を担当する学期毎に、毎週一定の時間帯にオフィスアワーを設定し、学生からの質問や相談に応じるようにしている。このオフィスアワーの担当者、曜日、時間を記載した一覧表を「学修の手引」の中に記載し、新学期に配布している。なお非常勤講師については、特にオフィスアワーの時間帯を設定していないが、学生から当該科目の授業時間の前後に相談等があった場合には、授業後もかなりの時間を割いて、熱心に対応している。さらに学生には、専任教員のメールアドレスを周知しており、これを通じた学修相談にも隨時応じている（《別添資料「学修の手引H26年度版」》16頁以下参照）。なお当専攻では、571号室を「学生相談室」として、専任教員が自身の研究室で相談を受けることがふさわしくない場

合等のために備えて設けており、専任教員等が学生面談に隨時利用している。

また、当専攻に学生委員会を設けており、成績不振者の相談なども担当している。  
 《別添資料1-1 「筑波大学法科大学院学修の手引 H26年度版」》参照【解釈指針7-1-1-1】【解釈指針7-1-1-3】

### (3) チューターによる学修支援

チューターとは、正課授業の補助教育のため、また法実務感覚の涵養のため本学非常勤講師として採用された者であり、主として比較的若い世代の弁護士が担当しており、平成26年度は21名（うち7名は当専攻修了生）が採用されている。彼らは公法系、民事系、刑事系それぞれの分野について、正課授業のない時間帯や夏季・春季休業期間中、正課授業内では学生が未消化であった部分を補完するため、チューターゼミを開講している。当専攻では、法律学を学修した経験のない学生が多いことから、基礎的な知識の補充が必要とされる場合が多く、同年代のチューターから初步的な問題でも少人数で親しく質問することができるため、また特に当専攻を修了したチューターは、有職社会人が法科大学院生として修学する際の苦労を実体験しているため、当専攻学生からの評価は高い。チューター制度はあくまで正課授業の補助的な指導・助言を行うことを趣旨としており、司法試験のための過度の受験指導とならないように留意し、正課授業との連携を図っている。チューターゼミを開催するにあたり、チューターに、担当者、対象年次、ゼミの目的と到達目標、ゼミの形式（講義形式か演習形式か等）、教材、日程を記述した「チューターゼミ計画」の提出を求めており、これに基づき学生に対し掲示等により開催を周知している。チューターゼミの効果を測るため適宜学生からアンケートをとったり、専任教員とチューターとが一堂に会する「チューターミーティング」を開催して、正課科目担当教員との連絡を密にしている。《別添資料7-3 「ビジネス科学研究科法曹専攻チューター制度実施要領」》《別添資料7-4 「筑波大学法科大学院チューター全体会議議事録」》《別添資料7-5 「法曹専攻チューターゼミ計画」》【解釈指針7-1-1-1】【解釈指針7-1-1-4】

### (4) 修了後の学修支援制度—法曹学修生

法曹学修生の制度は、当専攻を修了して3年以内の修了生が、申請により、法曹自習室、ゼミ室、全学計算機室、学生用ロッカー等の施設を修了後も使用できるようとする制度である（なお、校舎地階「大塚図書館」は、法曹学修生にならずとも、当専攻修了生全員が引き続き利用することができる。）。出願期間その他詳細については当専攻ウェブサイトに掲載し、修了（予定）者に周知している。《別添資料7-6 「筑波大学法曹学修生に関する法人細則」》《別添資料7-7 「平成26年度筑波大学法曹学修生募集要項」》【解釈指針7-1-1-1】

### (5) 意見箱

基準5-1-1(2)で述べたとおり、校舎3階レポート提出コーナーに意見箱を設置し、学生からの支援要望を含めた意見を求めている。

## 7-2 生活支援等

**基準 7-2-1**

**学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び学生生活に関する支援体制の整備に努めていること。**

(基準 7-2-1 に係る状況)

**(1) 経済的支援**

当専攻には、優秀な学生の修学継続を容易にするための奨学援助の一環として、入学料・授業料の全部又は一部の免除もしくは徴収猶予の制度がある。その要件については当専攻ウェブサイトに掲載している。入学料、授業料の各年度における免除申請及び許可件数は下表 1 及び表 2 のとおりである。

また、学外の奨学金制度である独立行政法人日本学生支援機構の奨学金についてもその募集要項について広報（掲示文、ウェブサイトへの掲載）を行っている。日本学生支援機構の奨学金の年度別貸与件数は下表 3 のとおりである。さらに、提携金融機関（第一勧業信用組合）の専用ローンを紹介している。【解釈指針 7-2-1-1】

上記いずれにおいても許可または貸与件数が少ないことの一因として、当専攻の学生が有給の社会人であることがあげられる。

表 1 : 入学料免除申請及び許可件数

年度	申請件数	結果
平成 20 年度	6	不許可 6
平成 21 年度	6	半額免除 1 、不許可 5
平成 22 年度	2	不許可 2
平成 23 年度	2	不許可 2
平成 24 年度	3	不許可 3
平成 25 年度	1	不許可 1

表 2 : 授業料免除申請及び許可件数

区分		申請者数	全額 免除者数	一部（半額） 免除者数
平成 21 年度	前期	11	0	2
	後期	11	0	1
平成 22 年度	前期	12	0	3
	後期	11	0	0
平成 23 年度	前期	6	0	4
	後期	8	0	5
平成 24 年度	前期	9	0	4
	後期	8	0	4

区分		申請者数	全額 免除者数	半額・1/3 免除者数
平成 25 年度	前期	6	0	4
	後期	7	0	4

表 3 : 日本学生支援機構の奨学金貸与件数

区分	種別	件数
平成 20 年度	第 1 種	1
平成 21 年度	第 1 種・第 2 種併用	1
	第 1 種	5
	第 2 種	1
平成 22 年度	第 1 種	1
	第 2 種	1
平成 23 年度	第 1 種	1
平成 24 年度	第 1 種	4
平成 25 年度	第 1 種	3
	第 2 種	3

## (2) 学生生活の支援体制の整備

学生の相談に関しては、原則的に学生委員会が対応している。また、筑波キャンパスにある保健管理センターの学生相談室においては、専門のカウンセラーによるカウンセリングやアドバイスを中心としたサービスが提供されているが、東京キャンパスの学生にとっては実際に出向くことが困難であるため、大学本部が契約した相談業者への電話相談という形での利用となっている。また、学生の健康管理における支援体制としては、本学の筑波地区キャンパスにおいて学生向けに実施される健康診断を受けられる他、希望があれば、東京キャンパスにおいて教職員向けに実施される健康診断を受けることもできる。

筑波大学では、各種ハラスメント（セクハラ、パワハラ、アカハラ）の発生を未然に防ぎ、あわせて発生した場合に適切な措置を講ずるため、ハラスメントの防止及びその被害者に対するケアのための制度（「ハラスメント防止対策委員会」及び「ハラスメント相談員」）を設置し、その対応に努めている。

また筑波大学では、平成 23 年度より、各教育組織において学生のメンタルヘルスに関する「学生支援対応チーム」（組織長含め 3 名以上で構成。）を設置している。《別添資料 7-8 「国立大学法人筑波大学におけるハラスメントの防止等に関する規程」》《別添資料 7-9 「ハラスメントのない快適なキャンパスを（入学式後ガイダンス配布資料）」》《別添資料 7-10 「ビジネスサイエンス系・ビジネス科学研究所から選出（推薦）される各種委員会委員等名簿」》《別添資料 7-11 「学生のメンタルヘルスに関する学生支援対応チームの設置について（依頼）」》【解釈指針 7-2-1-2】

### 7-3 障害のある学生に対する支援

#### 基準7-3-1

身体に障害のある学生に対して、次の各号に掲げる支援体制の整備に努めていること。

- (1) 修学のために必要な基本的な施設及び設備の整備充実。
- (2) 修学上の支援、実習上の特別措置。

(基準7-3-1に係る状況)

現在、身体に障害のある学生は在籍していないが、講義室、ゼミ室、図書館等の教育に関する施設をはじめ当専攻の全施設がバリアフリーとなっており、エレベーターがある他、各階には身障者用トイレが設置され、身体に障害のある学生に対応できる設備を備えている。身体に障害がある者が入学した場合、例えば、修学上の配慮として、講義室に車椅子の学生の受講に必要なスペースを設けることを検討する等、その者の障害の程度や状況に応じた支援を行うことにしている。また全学的な組織として、筑波大学障害学生支援室が設置されている。さらに平成26年4月1日、「筑波大学における障害学生支援に関する憲章」が制定され、障害学生受け入れに対応する体制を大学をあげて整備している。これまでのところ、当専攻において、身体に障害のある学生は在籍していない。《別添資料7-12「筑波大学における障害学生支援に関する憲章」》参照

## 7-4 職業支援（キャリア支援）

**基準 7-4-1**

学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、適切な相談窓口を設置するなどにより、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

（基準 7-4-1 に係る状況）

当専攻の学生の特徴として、ほぼ全員が有職社会人であり、またこのうち一定の割合の者が企業内の法務部員、官公庁で法解釈に携わっている者、あるいは医師、公認会計士、税理士や弁理士などの専門家である。このような特性を有する学生が主体的に進路を選択できるように、裁判官、検察官、弁護士の実務家教員が、それぞれの分野に進むために必要な情報を、授業の後やオフィスアワーなどにおいて提供するよう努めている。また、併設法律事務所の活用を通じた実践的法学教育を行う際に、法曹の諸活動について必要な情報を提供するようにしている。また、弁護士としてどのような分野に進むかについては、多様な分野のそれぞれで先端的に実務活動をしている弁護士（非常勤講師・チューターも含む）が多数いるので、学生にきめ細かい情報が提供でき、それについても授業後やオフィスアワーなどにおいて情報を提供している。また校舎5階当専攻事務室では、求人情報につき掲示を行い、情報提供に努めている。さらに、上述のような個別教員レベルの進路相談等に加え、「ジュリナビ」に参加することにより、必要な情報の収集・管理・提供等に努めている。《別添資料 7-13「法科大学院生向け jLawyers 統一メールアドレス配布のご案内」》参照

## 2 特長及び課題等

### (1) 特長

- 授業の復習のため、録画された講義をストリーミング配信し、学生が自宅等のパソコンから当専攻ウェブサイトの学内者専用ページにアクセスすれば、いつでもこれを視聴できるようにしている。

### (2) 課題等

該当なし。

## 第8章 教員組織

### 1 基準ごとの分析

#### 8-1 教員の資格及び評価

##### 基準8-1-1：重点基準

研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

(基準8-1-1に係る状況)

専任教員 12 名（常勤の実務家専任 5 名を含む。）、本学の他の教育組織を主に担当しつつ当専攻の科目を担当する兼担教員 5 名、非常勤講師 41 名の総数 58 名（正課科目担当者のみ。チューターを除く。）であり、必要な数の教員数が確保されている。

**基準 8－1－2：重点基準**

- 基準 8－1－1 に定める教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。（1）専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者  
(2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者  
(3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

（基準 8－1－2 に係る状況）

当専攻の専任教員 12 名中研究者教員は 7 名であるが、その全員が、それぞれの分野につき教育上及び研究上の業績を有している。また実務家教員は 5 名であり、その全員が法曹（全員弁護士、うち 1 名は裁判官出身）としてのキャリアを有し、高度の専門的能力と技術、そして優れた知識経験を有している。各教員の経歴や業績の概要は、当専攻ウェブサイトの「教員紹介」(<http://www.lawschool.tsukuba.ac.jp/sennin/>) に掲載しているが、より詳細は本学ウェブサイト「研究者総覧」を通じ公開されている (<http://www.trios.tsukuba.ac.jp/>)。【解釈指針 8－1－2－1】【解釈指針 8－1－2－2】

**基準 8－1－3**

教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

(基準 8－1－3 に係る状況)

「国立大学法人筑波大学本部等職員の採用、昇任、退職等に関する規程」《別添資料 8－1》、「国立大学法人筑波大学大学教員の任用手続等に関する規則」《別添資料 8－2》及び「国立大学法人筑波大学大学教員の任用手続等に関する法人細則」《別添資料 8－3》に基づき、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制を整備している。

専任教員の採用及び昇任は、「法曹専攻を担当する教員の審査について（申し合わせ）」《別添資料 8－4》に定める基準に従い、慎重に資格審査を行って決定している。「法曹専攻を担当する教員の審査について（申し合わせ）」によれば、教授、准教授とも、研究者教員は、法学博士の学位、又は博士論文に相当する著書若しくは論文を有すること、及び一定の研究業績と研究歴を有することを要件としており、また実務家教員は、法律実務に関する高度の実務業績と一定の職歴を有することを要件としており、いずれの場合においても教員の教育上の指導能力等を適切に評価している。

当専攻においては、専任教員の採用及び昇任に関して、まず法曹専攻人事委員会において候補者の審査を行い法曹専攻教員会議で承認を得た後、ビジネスサイエンス系人事委員会において承認を得ることになっている。なお、ビジネスサイエンス系人事委員会の審議においては、法曹専攻での決定を尊重する旨の確認がなされている。

なお、非常勤講師の任用については「国立大学法人筑波大学非常勤講師の選考の基準等に関する法人細則」《別添資料 8－5》により、候補者の経歴や業績を考慮して、法曹専攻教育会議での審査を経て、ビジネス科学研究科運営委員会において審議・決定する方法がとられている。以上のとおり、当専攻における教育を担当するにふさわしい教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されているといえる。

## 8－2 専任教員の配置及び構成

### 基準8－2－1：重点基準

法科大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員が置かれていること。

（基準8－2－1に係る状況）

当専攻の収容定員は108名であるので、必置専任教員数は12人ということになる。これら12名の専任教員はいずれも、当専攻に限り専任教員として取り扱われている。【解釈指針8－2－1－1】

また、当専攻専任教員のうち半数以上（7名）が教授である。【解釈指針8－2－1－2】

**基準 8－2－2：重点基準**

法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）については、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員（専ら実務的側面を担当する教員を除く。）が置かれていること。

（基準 8－2－2 に係る状況）

別添「様式 4」記載のとおり、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法については、すべての科目において、当該科目を適切に指導できる専任教員を配置している。

### 基準 8－2－3

専任教員の科目別配置等のバランスが適正であり、かつ、教育上主要と認められる授業科目については、原則として専任教員が置かれており、そのうち必修科目については、おおむね 7 割以上が専任教員によって担当されていること。

(基準 8－2－3 に係る状況)

当専攻において教育上主要と認められる科目は、法律基本科目群（36 科目 63 単位）及び法律実務基礎科目群（14 科目 16 単位）に属する各科目（計 50 科目 79 単位）であるところ、平成 26 年度入学の法学未修者対象の科目表に基づく場合、そのうち専任教員が担当するのは 34 科目 55 単位である。これらの科目群のうち必修科目は 42 科目（71 単位）であり、そのうち専任教員が担当する 29 科目（50 単位）の比率は、科目数で計算して 69.05%、単位数で計算して 70.42% である。

また平成 26 年度開設科目の場合、基礎法学・隣接科目群では「刑事政策」、また展開・先端科目群では、「民事執行・保全法」、「倒産法」、「国際取引法」、「金融商品取引法」、「金融商品取引法」、「IT 法制」、「倒産法演習」といった、多様かつ有職の社会人である当専攻学生の需要の高い科目を、専任教員が担当している。

なお、専任教員の年齢構成は、60 代 2 名、50 代 1 名、40 代 7 名、30 代 2 名であり、平均年齢は 47.66 歳である。【解釈指針 8－2－3－1】

### 基準 8－2－4：重点基準

基準 8－2－1 に定める専任教員の数のおおむね 2 割以上は、専攻分野におけるおおむね 5 年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

(基準 8－2－4 に係る状況)

当専攻の場合、専任の実務家教員 5 名いずれもが弁護士活動等（判事等の任官期間を含む）5 年以上の実務経験を有している。

専任の実務家教員の主な担当科目であるが、「民法Ⅶ」、「民事訴訟法Ⅱ」、「商法総合演習」、「民事訴訟法総合演習」、「民事法総合演習」、「法曹倫理Ⅰ」、「民事訴訟実務の基礎Ⅰ」、「民事模擬裁判」、「刑事訴訟法総合演習」、「刑事訴訟実務の基礎Ⅰ」、「刑事模擬裁判」、「ロイヤリングⅠ」、「倒産法」、「倒産法演習」、「国際取引法」、「英文法律文書作成」といった、いずれもそれぞれの教員の実務経験と関係の深い科目を担当している。【解釈指針 8－2－4－1】

なお、当専攻ではみなし専任教員を置いていない。【解釈指針 8－2－4－2】

**基準 8－2－5**

基準 8－2－4 に定める実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員の少なくとも 3 分の 2 は、法曹としての実務の経験を有する者であること。

(基準 8－2－5 に係る状況)

当専攻の実務家教員は、専任教員 5 名であり、すべて法曹として実務の経験を有している。

### 8－3 教員の教育研究環境

#### 基準 8－3－1

法科大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲内にとどめられていること。

(基準 8－3－1 に係る状況)

別添「様式 3」記載のとおり、当専攻の専任教員で、今年度授業負担が 20 単位を超える者はいない。

基準 8－3－2

法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

(基準 8－3－2 に係る状況)

当専攻の完成年度（平成 19 年度）までは、法科大学院の教育に専念することとしているため、長期の研修は見合させていた。その後、本学では、全学的に、平成 25 年度より、サバティカル制度を実施しているが、現下当専攻専任教員でこれを利用したことのある者及び利用内定者はいない。制度的には整備されたが、担当科目によっては実質的に利用しづらい状況にあり、将来的な運用改善が求められる。《別添資料 8－6 「国立大学法人筑波大学大学教員のサバティカル制度の実施に関する規程」》参照

**基準 8－3－3**

法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

(基準 8－3－3 に係る状況)

本学東京キャンパスにおける「夜間社会人大学院」の当事務職員は、「社会人大学院等支援室」(以下「支援室」という。)として 24 名(常勤職員 20 名、非常勤職員 4 名)が配置され、そのうちの常勤職員 2 名が当専攻を担当し、主に教務関係を中心に対応しているが、総務や会計関係等については支援室の事務職員が支援している。さらに、当専攻担当の非常勤職員 1 名を、5 階専攻事務室に配置し、講義等のレジュメの印刷、配付及び管理、簡易な窓口対応、講義室・ゼミ室に設置された機器の管理等を行っている。

《別添資料 8－7 (社会人大学院等支援室・附属大塚図書館の職員配置)》参照

## 2 特長及び課題等

### (1) 特長

該当なし。

### (2) 課題等

- サバティカルは、制度的には整備されたが、担当科目によっては実質的にとりづらい状況にあり、将来的な運用改善が求められる。

## 第9章 管理運営等

### 1 基準ごとの分析

#### 9-1 管理運営の独自性

##### 基準9-1-1

法科大学院における教育活動等を適切に実施するための独自の運営の仕組みとして、法科大学院の運営に関する重要事項を審議する会議（以下「法科大学院の運営に関する会議」という。）及び専任の長が置かれていること。

（基準9-1-1に係る状況）

当専攻は、筑波大学大学院ビジネス科学研究科の中の一教育組織である。また、当専攻を含めビジネス科学研究科の専任教員は、教育組織としての研究科ではなく、教員組織としての「ビジネスサイエンス系」に所属している。したがって、法曹専攻を含む研究科全体の教務事項を最終的に審議・決定するのは、ビジネス科学研究科運営委員会であり、また当専攻の教員人事に関し最終的に審議・決定を行うのは、ビジネスサイエンス系人事委員会である。もっとも、研究科運営委員会及び系人事委員会においては、当専攻の決定を尊重すべき旨の申し合わせがなされている。《別添資料9-1「ビジネス科学研究科運営委員会細則」》《別添資料9-2「ビジネスサイエンス系人事委員会細則」》《別添資料9-3（ビジネスサイエンス系・ビジネス科学研究科運営組織図）》参照【解釈指針9-1-1-3】

当専攻の重要な事項を審議する会議体としては、教務事項を所管する「法曹専攻教育会議（以下「専攻教育会議」という。）」と、教員人事等につき審議する「法曹専攻教員会議（以下「専攻教員会議」という。）」とがあり、両会議とも准教授を含む当専攻専任教員全員で構成されている。専攻教育会議は原則として月1回、専攻教員会議は必要に応じて随時開催されている。《別添資料9-4「ビジネス科学研究科法曹専攻教員会議に関する申し合わせ」》【解釈指針9-1-1-1】【解釈指針9-1-1-2】

当専攻の適正な運営を図る目的で、専攻長、職務代行者、教務委員長、人事委員長及び入試委員長からなる「運営委員会」を設置し、専攻教育会議において審議されるべき運営の基本方針等について協議を行っている。

当専攻の運営を実効的に遂行するため、専攻教育会議の下に、教務委員会、入試委員会、自己点検評価委員会、予算・総務委員会、学生委員会、研究推進・広報委員会、紀要・図書委員会、施設委員会、継続教育委員会及びFD委員会を設置し、また専攻教員会議の下には人事委員会が設置されており、個別の具体的課題について、適正かつ迅速に対応できる体制を整備している。また、当専攻の運営上の重要な事項について助言を受けるため、「有識者会議」及び「アドバイザリー・ボード」を置いている。

《別添資料9-5「筑波大学法科大学院（ビジネス科学研究科法曹専攻）有識者会議に関する申合せ」》《別添資料9-6「筑波大学法科大学院ビジネス科学研究科法曹専攻アドバイザリー・ボードに関する申合せ」》《別添資料5-1「平成26年度ビジネス科学研究科法曹専攻（法科大学院）管理運営組織について」》参照

基準 9－1－2

法科大学院の管理運営を行うために、法科大学院の設置形態及び規模等に応じて、適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。

(基準 9－1－2 に係る状況)

事務体制としては、当専攻担当の常勤職員 2 名が中心となって、教務、学生支援、入試・広報、学内会議運営支援等の業務を担当している。あわせて、当専攻の管理運営を適切に行うために、上記を除く業務に関して、支援室に所属する、支援室長、副室長、総務、会計、研究支援の各担当等による必要な支援を受けている。また、主として講義資料の印刷・配布や簡易な窓口対応等の教育支援業務を担当する、当専攻担当の非常勤職員 1 名〔週 5 日／人（6.8 時間／日）勤務〕を加え、事務体制のさらなる充実を図っているが、なお当専攻の常勤職員については、一人当たりの業務がかなりの量にのぼっている。《別添資料 8－7 「社会人大学院等支援室・附属大塚図書館の職員配置」》参照

**基準 9－1－3**

法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい財政的基礎を有していること。

(基準 9－1－3 に係る状況)

当専攻に配分される専攻予算は、主として教員数等を基準として算定されるビジネスサイエンス系予算からの配分額、及び、主として学生数等を基準して算定されるビジネス科学研究科予算からの配分額によって構成されており、いずれも基準 9－1－3 が求める財政的基礎を満たすに足る配分が行われているといえる。当専攻の運営に係る財政上の事項については、当専攻の意見を踏まえ、主としてビジネスサイエンス系長及びビジネス科学研究科長を通じて、本学本部において当専攻の意見を聴取する機会が保障されている。【解釈指針 9－1－3－1】

## 2 特長及び課題等

(1) 特長

該当なし。

(2) 課題等

該当なし。

## 第10章 施設、設備及び図書館等

### 1 基準ごとの分析

#### 10-1 施設、設備及び図書館等

##### 基準10-1-1

法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室その他の施設が備えられていること。

(基準10-1-1に係る状況)

##### (1) 施設及び設備の整備

###### ① 概要

当専攻は、平成23年8月上旬までは、東京・秋葉原のインテリジェンス・ビル（秋葉原ダイビル）の14階と15階に筑波大学東京キャンパス秋葉原地区として設置されていた。その後、移転を経て、現在、筑波大学東京キャンパス文京校舎の5階を主に使用して教育・研究が行われている。

文京校舎の5階には講義室・ゼミ室、専攻事務室、併設の法律事務所（「弁護士法人筑波アカデミア法律事務所」）、教員研究室、学生ラウンジ、学生資料室、学生相談室などが設置され、4階には全学計算機室、3階には社会人大学院等支援室、1階には学生ロッカールーム、また地下1階には全学共用の図書館及び法曹専攻専用自習室が設置されている。

入学定員36名、収容定員108名、専任教員12名の体制にある当専攻は、法科大学院の施設として十分なスペースを確保している。教室等については、講義室（48～50人）3室、ゼミ室（14人～20人）3室を備えており、授業運営が十分に可能であり、また、質的にも最新の機器等を備えて万全を期している。なお、下記の各施設（併設の法律事務所を除く。）のいずれについても、当専攻が管理に参画し、また、その教育及び研究その他の運営に支障なく使用することができる状況にある。

###### 【解釈指針10-1-1-7】

###### ② 講義室

講義室は比較的大人数の授業を行うための教室であり、1学年あたり約40名程度での授業を予定しているが、最大で50名の収容が可能である。講義室は3学年分3室が設けられており、面積は84～123平方メートルである。したがって、3学年が同時に必修科目を受けることが可能となっている。

授業においては、後記（2）記載のとおり、ビデオ、DVDなどのメディアの活用や、コンピューターを活用したプレゼンテーション等が可能となっている。【解釈指針10-1-1-1】

アーク型の模擬法壇が設置されている講義室 504 は、「民事模擬裁判」及び「刑事模擬裁判」の実習室として用いることができ、レイアウトを整えた上で模擬裁判が行われる。この様子は、ビデオカメラで撮影され、録画されるようになっている。

#### 【解釈指針 10-1-1-1】

##### ③ ゼミ室

ゼミ室は小人数の授業を行うための演習室であり、数名から 20 名程度の授業を予定し、最大で 30 名程度の収容が可能である。当専攻が主として使用するために設けられているゼミ室は 3 室あり、その面積は約 23~46 平方メートルである。【解釈指針 10-1-1-1】

##### ④ 併設法律事務所

5 階に設置されている弁護士法人筑波アカデミア法律事務所は、当専攻におけるリーガルクリニックの教育を受託し、これを行っている。同法律事務所には相談室が 3 室設置されており、学生の対応も十分可能である。

##### ⑤ 教員研究室

現在、教員研究室を保有している常勤専任教員は 12 名である。専任教員 1 名につき約 23 平方メートルの研究室が割り当てられ、基本的な書架、机、ミーティングテーブル、ロッカーが設置され、教育・研究に適したスペースと設備が整っている。また、LAN ケーブルのコンセントも配置されている。【解釈指針 10-1-1-5】

##### ⑥ 非常勤講師控室

非常勤講師には、5 階にある法曹専攻事務室内に講師控室を用意しており、コピー機やパソコンが利用できるようになっているほか、机とソファーが設置されていて、非常勤講師はここで待機し講義等の準備を行える体制となっている。【解釈指針 10-1-1-5】

##### ⑦ その他

- 学生に対する指導・面談には、主として、専任教員は教員研究室を、非常勤講師は非常勤講師控室を使用して行われているが、必要に応じて、5 階に設置されている学生相談室でもこれを行うことができる。【解釈指針 10-1-1-6】
- 当専攻担当の常勤職員 2 名を中心とした事務職員の職務上のスペースとしては、3 階フロアに学生の窓口業務、学籍保管庫、作業室等を備えた十分な広さの支援室が設置されている。各職員には、業務を行うために必要な机とパソコンが与えられ、複合機・シュレッダー等が備えられている。
- 法曹専攻専用自習室は地下 1 階に、図書館に隣接して設置されており、図書館および自習室の面積は併せて約 1,644 平方メートルである。自習室には、総数で 120 席分のキャレルが設置され、日曜・祝日・年末年始を含め、24 時間当専攻

の学生の使用に供されている。自習室は、当専攻の学生専用であるが、学生一人ひとりに専用のキャレルを用意するものではない。全体のスペースに制限があることや修了生（法曹学修生）の施設利用にも対応する必要があること、他方で、自習室の使用実績によれば一定の時間帯（土曜日終日、試験期間中など）以外は満席となる可能性がないことから、自由席としている。【解釈指針10-1-1-2】

- d) 5階には学生ラウンジ（27平方メートル程度）が設けられており、ここには机6脚、椅子19脚が設置されており、1台のコピー機も設置されている。また、学生の私物を収納するために、1階ロッカーリームにおいてはロッカーが希望者に1個貸与されている。
- e) 5階の学生資料室（505号室及び546号室）に設置された書棚の一定スペースを、希望する学生に割り当てている。

《別添資料10-1「文京校舎平面図」》

## （2）設備及び機器の利用環境

5階の3つの講義室はいずれも、ホワイトボードのほかに約120インチの大型スクリーンを常備しており、液晶プロジェクターを使用して、ビデオ、DVD、CDのメディアをはじめ、さまざまな画像が投影できるようになっている。また、1台の可動式の大型液晶ディスプレー（50インチ）を有しており、ゼミ室におけるビデオやDVDの再生が可能となっている。これらはパソコンに接続し、パワーポイント等を用いた授業も可能にしている。さらに、3つの講義室には、カメラ1台（固定式）及びマイクを用いた録画録音装置が配備されており、録画録音された動画はストリーミング配信することができ、学生がインターネットを経由して自宅のパソコンで視聴できるようになっている。【解釈指針10-1-1-1】

図書館・自習室には、無線LANが設置されており、「TKC法科大学院教育研究支援システム」、「LLI統合型法律情報システム」とび「LexisNexis」をはじめとした国内外の主要データベースへアクセスし、情報検索が容易に行える体制となっている。多くの学生は、自己のパソコンを持ち込んでいるが、全学計算機室（4階）と図書館（地下1階）には共用のパソコン及びプリンターが多数設置されており、種々のリサーチや論文、レポートの作成・印刷が可能となっている。【解釈指針10-1-1-2】

学生用の私費用コピー機は、学生ラウンジに1台、図書館に3台が、それぞれ設置されている。教員用のコピー機は、法曹専攻事務室に1台、図書館に2台がそれぞれ設置されている。また、法曹専攻事務室に配置された非常勤の事務職員1名が、教材・資料の印刷・配布等の業務に当たっている。【解釈指針10-1-1-5】

## （3）図書館の整備

### ① 図書館の概要

本学附属の大塚図書館は常勤職員4名（うち司書3名）を配置している。【解釈指針10-1-1-4】

[東京キャンパス大塚図書館の概要]

(開館時間及び時間外利用時間)

曜日	開館時間	時間外利用
月	10:30～18:30	9:00～10:30, 18:30～23:00
火～金	10:00～21:10	9:00～10:00, 21:10～23:00
土	10:00～19:50	9:00～10:00, 19:50～23:00
日	10:00～18:00	9:00～10:00, 18:00～23:00
祝日	—	9:00～23:00

(施設関係)

面積 (m <sup>2</sup> )	閲覧席数 (席)	収納可能冊数(冊)
1,552	130	164,000

## ② 図書及び資料

下記の表のとおり、大塚図書館は約6万冊の蔵書を有し、また、関連のデータベースも導入されており、いずれについても、常勤職員による適切な管理及び維持がなされている。【解釈指針10-1-1-3】

[図書及び資料]

(所蔵図書等)

図書(冊)	学術雑誌(種)	電子ジャーナル	視聴覚資料
62,944	1,494	25,380	286

(主要データベース)

- ・ Westlaw Japan
- ・ TKC 法科大学院教育研究支援システム
- ・ LLI 統合型法律情報システム
- ・ LEX/DB
- ・ LexisNexis
- ・ 紛争類型別要件事実解説データベース

## ③ 利用環境

大塚図書館には、複数のコピー機（有料）や返却ブックポストが備え付けられている。また、館内には、他専攻と共にパソコン（23台）及びプリンター（3台）が設置されていることに加え、館内は無線LAN対応となっている。

当専攻の教員及び学生からの図書購入の要望は、本学附属図書館のウェブサイトから行うことができる。当専攻の教育に必要な図書は、授業担当教員等が適宜購入依頼を行っている。【解釈指針10-1-1-7】

## 2 特長及び課題等

### (1) 特長

- ・ 学生は、日曜・祝日にも、専用の自習室を24時間利用することが可能となっている。
- ・ 授業のデジタル録画とストリーミング配信システムにより、社会人学生は職場や自宅から録画授業の視聴ができる。ITを用いた情報検索システム、当専攻ウェブサイト掲示板による情報アクセスと相俟って、時間の限られた有職社会人学生への学修支援となっている。

### (2) 課題等

該当なし。

## 第11章 自己点検及び評価等

### 1 基準ごとの分析

#### 11-1 自己点検及び評価

##### 基準11-1-1：重点基準

法科大学院の教育水準の維持向上を図り、法科大学院の社会的使命を果たすため、自ら点検及び評価（以下「自己点検及び評価」という。）を実施するための適切な体制が整備され、当該法科大学院の教育の理念及び目標の達成状況その他教育活動等の状況について、適切な評価項目が設定され、それに基づいて自己点検及び評価が実施され、その結果が当該法科大学院の教育活動等の改善に活用されていること。

（基準11-1-1に係る状況）

##### （1）自己点検及び評価の実施・公表

「筑波大学大学院ビジネス科学研究科法曹専攻自己点検評価実施要綱」《別添資料11-1》の第1条によれば、「筑波大学大学院ビジネス科学研究科法曹専攻の教育の理念及び目標の達成状況その他教育活動等の状況に係る自己点検評価は、法曹専攻自己点検評価委員会が行う」とされている。平成26年度の自己点検評価委員は以下のとおりである。

大石 和彦 教授（委員長）  
 徳本 穎 教授  
 渡邊 卓也 准教授  
 岩下 雅充 准教授

##### （2）適切な項目設定と実施体制

実施要綱3条は、自己点検評価の項目として以下をあげる。

- 『(1) 教育の理念及び目標に関する事項
- (2) 教育内容に関する事項
- (3) 教育方法に関する事項
- (4) 成績評価及び修了認定に関する事項
- (5) 教育内容等の改善措置に関する事項
- (6) 入学者選抜等に関する事項
- (7) 学生の支援体制に関する事項
- (8) 教員組織に関する事項
- (9) 管理運営に関する事項
- (10) 施設、設備及び図書館等に関する事項
- (11) 有職社会人学生の特性を踏まえた対策
- (12) その他自己点検評価委員会が必要と認める事項』

これらの点検評価項目につき、自己点検評価委員会が、直近の認証評価から3年

以内に自己点検評価を実施し、その結果を公表するものとしている（実施要綱4条）。

【解釈指針11-1-1-1】

### （3）自己点検結果の活用

自己点検評価委員会は、自己点検評価の結果を、専攻教育会議で報告し、かつ、教育活動等の改善につき、専攻教育会議、教務委員会、FD委員会、その他委員会に勧告し、各委員会はこれに基づき具体的な対応策及び改善策を検討することとしている。すなわち、自己点検及び評価に関する一般事項については自己点検評価委員会が、教務事項その他の個別事項については教務委員会その他の個別委員会が、それぞれの観点から検討し、多面的な角度から、教育活動等の改善を図る仕組みとなっている。その結果、当専攻における教育活動等を改善するため、教務委員会、入試委員会、FD委員会及び分野ごとの科目部会が、自己点検評価委員会の勧告を踏まえ、教育活動等の改善に関する検討を行ってきた。

「平成23年度自己点検・評価報告書」《別添資料11-2》において「課題」として指摘された事項のうち、これまでに実際に改善されたものとしては、以下をあげることができる。

- ① 「・夜間開講という本学法科大学院の特性上、他の全日制の法科大学院と比較し、必然的に開講時間帯と開講コマ数が制約されてしまうため、同一コマ上に複数の選択科目を開講せざるを得ない状況が生じている。継続的なカリキュラムの再編成を通じて、問題の解消に努めてきており、一定の成果はあがっているものの、なお、改善の余地を残している。  
・『法曹としての技能及び責任等を修得させるための科目』について、4単位相当以上の科目を必修又は選択必修とすることができるよう、カリキュラム改革を検討中である。」（平成23年度「自己点検・評価報告書」14頁）  
との指摘のうち、前者については、平成26年度時間割ではごく一部を除き解消された。また後者についても平成25年度以降入学生については、「法務臨床科目」5科目（各1単位）のうち4単位以上を履修すべきこととするカリキュラム改正を行っている。
- ② 「・夜間法科大学院の制約上、通常の法科大学院と比べて、開講時間帯及び開講コマ数がかなり限られているため、夏季休業期間等における集中講義を完全に回避することは困難であるが、学生の適切な自習時間確保のために、さらに対策を検討する余地がある。」（平成23年度「自己点検・評価報告書」19頁）  
としていたところ、平成26年度時間割では集中開講科目はなくなった。
- ③ 「・これまで以上に、多様で優れた志願者、在籍者を得るために、大学ウェブサイト等を通じた、より一層の広報活動を行うことが考えられる。  
・平成25年度の入学試験から、入学最低基準点を適性試験の総受験者の下位から15%に設定し、これを募集要項に記載することにつき、法曹専攻教育会議において議論して決定する必要がある。」（平成23年度「自己点検・評価報告書」43頁）  
との指摘のうち前者については、平成25年度に当専攻ウェブサイトサイトを全面リニューアルし、さらに平成26年度は初めてパンフレットを作成し、また新聞にも広告を

掲載するなどして広報に努めている。また後者についても、平成25年度入試より、適性試験の総受験者の下位から15%以内の者が入学することのないようにしていることは、基準6-1-4に係る状況において述べたとおりである。

- ④「・殆どの入学者は未修者であるため入学前の説明会をより早く開催すべきとのニーズは承知しているが、本学法科大学院の入学手続が他学より遅いため、入学前の説明会の開催も遅くなる。この点の改善が望まれる。」（平成23年度「自己点検・評価報告書」49頁）との指摘については、入試合格者対象のガイダンスをこれまで3月中旬に開催してきたところ、平成26年度入学生に対しては1月末から2月中旬にかけてこれを行った。
- ⑤「・講義のストリーミング配信等の夜間社会人学生用実践的学習支援システムの利用状況やホームページでの教材配布等について、教員間に差があるなど、まだ必ずしも十分な活用がされているとはいがたいので、今後のさらなる利用促進が望まれる。  
・時間割の調整について、集中講義の配置を含めて、なお検討と工夫の余地がある」（平成23年度「自己点検・評価報告書」49頁）  
との指摘についても、前者については、以前よりも録画対象科目数が増加し、現在では法律基本科目の殆どが同システムを活用しているし、後者については今年度集中講義がなくなったことは既述の通りである。

このように、自己点検・評価作業で浮かびあがった課題や問題点の全てをすぐに解消できたわけではないものの、それらの改善に向け真摯な努力が積み重ねられており、中には重要な点での改善が実際になされた例も決して少なくないということができるであろう。【解釈指針1-1-1-1-2】

**基準 11-1-2**

自己点検及び評価の結果について、当該法科大学院を置く大学の教職員以外の者による検証を行うよう努めていること。

(基準 11-1-2 に係る状況)

当専攻においては、自己点検及び評価の結果について、学外者による検証の機会を確保するため、外部の有識者による有識者会議を設置している。当専攻は、平成23年度自己点検評価報告書に基づいて有識者会議に報告を行い、その後も改善の進捗状況につき報告を行うなどして議論を重ねてきた。有識者会議はこれまで10回開催してきた。

西川元啓 弁護士（元新日本製常務取締役、元経営法友会代表幹事）

早川信夫 NHK 解説委員

岩井重一 弁護士（元東京弁護士会会长）

《別添資料9-5 「筑波大学法科大学院（ビジネス科学研究科法曹専攻）有識者会議に関する申合せ」》参照

## 11-2 情報の公表

### 基準11-2-1

法科大学院の教育活動等に関する重要事項、並びに法科大学院における教育活動等の状況に関する自己点検及び評価の結果その他法科大学院に関する情報が、ウェブサイトへの掲載や印刷物の刊行等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に提供されていること。

(基準11-2-1に係る状況)

教育活動等に関する情報は、以下の方法によって積極的に公表している。

1. 研究科パンフレット刊行（年1回）
2. ウェブサイト（当専攻ウェブサイト及び筑波大学研究者総覧「TRIOS」を含む）による情報の提供
3. その他各種広報活動

平成23年度に、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準に基づきつつ、「有職社会人学生の特性を踏まえた対策」の項目を加えて、自己点検・評価を行い、その結果を「平成23年度自己点検・評価報告書」として作成し、これを当専攻のウェブサイト上で公表している。

当専攻では、法科大学院の教育活動等に関する重要事項である、(1)設置者、(2)教育上の基本組織、(3)教員組織、(4)収容定員及び在籍者数、(5)入学者選抜、(6)標準修了年限、(7)教育課程及び教育方法、(8)成績評価及び課程の修了、(9)学費及び奨学金等の学生支援制度について、(10)修了者の進路及び活動状況については、本学及び当専攻のウェブサイト、「大学院スタンダード」《別添資料11-3》、「平成26年度筑波大学東京キャンパス〈社会人のための夜間大学院〉」《別添資料11-4》、「大学院案内リーフレット2015」《別添資料11-5》、「平成27年度筑波大学ビジネス科学研究科法曹専攻（専門職学位課程）社会人学生募集要項」《別添資料4-7》などにより、毎年度公表している。

教育活動及び研究活動等の状況を客観的に把握可能なものとするため、各教員の略歴や主たる業績は当専攻のウェブサイトで公表しているほか、各教員の活動状況の詳細は、オンライン業績登録システムである筑波大学研究者総覧「TRIOS」に登録することとされており、この内容は公表されている。《別添資料11-6「国立大学法人筑波大学研究者情報システム（TRIOS）規則」》

当専攻専任教員の研究成果を発表するための媒体としては、当専攻と、ビジネス科学研究科企業法学専攻との共同の紀要である「筑波ロー・ジャーナル」を年2回発行している。同紀要に掲載された論文は、PDF形式でネット上に全文公開されている。

**基準 1 1 – 2 – 2**

評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

(基準 1 1 – 2 – 2 に係る状況)

「国立大学法人筑波大学法人文書管理規程」《別添資料 11-7》は、本学の業務に関する文書ごとに、保管期間を定めている（例えば定期試験答案の場合 5 年）。さらに実施要綱 5 条では、認証評価の基礎となった情報を 5 年間保管するものとしている（学生には期末試験答案のコピーを渡している。）。また、試験答案の他、専攻教育会議・各委員会に関わる書類、教務関係書類、入試関係書類、教職員勤務関係書類等が、評価機関等の求めに応じてすみやかに提出できるよう、法科大学院事務室等の書庫において保管されている。

## 2 特長及び課題等

### (1) 特長

- ・ 「平成23年度 自己点検・評価報告書」において「課題」として指摘された事項のうちこれまでに相当数が改善してきた。

### (2) 課題等

該当なし。

「法科大学院認証評価自己評価書」別添資料一覧

様式・章	ラベル No	添付資料名
別紙様式	0-1	(別紙様式1) 開講授業科目一覧
	0-2	(別紙様式2) 学生数の状況
	0-3	(別紙様式3) 教員一覧、教員分類別内訳
	0-4	(別紙様式4) 科目別専任教員数一覧
第1章	1-1	筑波大学法科大学院 学修の手引 H26年度版 筑波大学法科大学院履修等に関する手引き H25年度版
	1-2	筑波大学法科大学院ウェブサイト（基本理念）
	1-3	筑波大学法科大学院ウェブサイト（履修モデル）
第2章	2-1	ビジネス科学研究科各専攻が開設する授業科目、単位数及び履修方法等に関する内規
	2-2	平成26年度法曹専攻シラバス 平成25年度法曹専攻シラバス
	2-3	筑波大学大学院学則
	2-4	国立大学法人筑波大学大学院長期履修学生に関する法人細則
	2-5	ビジネス科学研究科の教育に関する細則
	2-6	ビジネス科学研究科法曹専攻における長期履修に関する取扱いについて
	2-7	筑波大学法科大学院ウェブサイト（長期履修制度）
	2-8	長期履修について
	2-9	平成25年度FD委員会〔各部会含む〕議事要旨
第3章	3-1	平成25年度「リーガルクリニック」実施要領ほか
	3-2	法科大学院学内向け情報サイト
第4章	4-1	ビジネス科学研究科における成績評価基準
	4-2	来年度シラバス作成のお願い
	4-3	平成25年度法曹専攻成績評価分布表
	4-4	教務関係のお願い
	4-5	入学前既修得単位の取扱いに関する内規
	4-6	筑波大学法科大学院法学既修者認定試験 試験問題
	4-7	平成27年度筑波大学ビジネス科学研究科法曹専攻（専門職学位課程）社会人学生募集要項
第5章	5-1	平成26年度ビジネス科学研究科法曹専攻（法科大学院）の管理運営組織について
	5-2	授業評価調査票
	5-3	平成25年度授業評価アンケート集計結果
第6章	6-1	筑波大学法科大学院ウェブサイト（アドミッションポリシー）
	7-1	ビジネス科学研究科法曹専攻（法科大学院）合格者ガイダンス案内
	7-2	平成26年度筑波大学東京キャンパス大学院入学式・オリエンテーション日程表、入学式配付物一覧
	7-3	ビジネス科学研究科法曹専攻チューター制度実施要領

第 7 章	7-4	筑波大学法科大学院チューター全体会議議事録
	7-5	法曹専攻チューターゼミ計画
	7-6	筑波大学法曹学修生に関する法人細則
	7-7	平成 26 年度筑波大学法曹学修生募集要項
	7-8	国立大学法人筑波大学におけるハラスメントの防止等に関する規程
	7-9	ハラスメントのない快適なキャンパスを（入学式後ガイダンス配布資料）
	7-10	ビジネスサイエンス系・ビジネス科学研究科から選出（推薦）される各種委員会委員等名簿
	7-11	学生のメンタルヘルスに関する学生支援対応チームの設置について（依頼）
	7-12	筑波大学における障害学生支援に関する憲章
	7-13	法科大学院生向け jLawyers 統一メールアドレス配布のご案内
	8-1	国立大学法人筑波大学本部等職員の採用、昇任、退職等に関する規程
	8-2	国立大学法人筑波大学大学教員の任用手続等に関する規則
	8-3	国立大学法人筑波大学大学教員の任用手続等に関する法人細則
第 8 章	8-4	法曹専攻を担当する教員の審査について（申し合わせ）
	8-5	国立大学法人筑波大学非常勤講師の選考の基準等に関する法人細則
	8-6	国立大学法人筑波大学大学教員のサバティカル制度の実施に関する規程
	8-7	社会人大学院等支援室・附属大塚図書館の職員配置
	9-1	ビジネス科学研究科運営委員会細則
	9-2	ビジネスサイエンス系人事委員会細則
	9-3	ビジネスサイエンス系・ビジネス科学研究科運営組織図
第 9 章	9-4	ビジネス科学研究科法曹専攻教員会議に関する申合せ
	9-5	筑波大学法科大学院（ビジネス科学研究科法曹専攻）有識者会議に関する申合せ
	9-6	筑波大学法科大学院ビジネス科学研究科法曹専攻アドバイザリー・ボードに関する申合せ
第 10 章	10-1	文京校舎平面図
第 11 章	11-1	筑波大学大学院ビジネス科学研究科法曹専攻自己点検評価実施要綱
	11-2	平成 23 年度 自己点検・評価報告書
	11-3	大学院スタンダード(抜粋)
	11-4	平成 26 年度筑波大学東京キャンパス 社会人のための夜間大学院冊子
	11-5	大学院案内リーフレット 2015 ビジネス科学研究科
	11-6	国立大学法人筑波大学研究者情報システム（TRIOS）規則
	11-7	国立大学法人筑波大学法人文書管理規程